

# 徳島県人事行政の運営等の状況

## 【徳島県人事行政の運営状況】

第1	職員の任免及び職員数に関する状況	
1	職員の採用の状況	1
	(1) 徳島県人事委員会職員採用試験による採用状況	
	(2) 徳島県公立学校教員採用審査による採用状況	
	(3) 徳島県の各部局毎の採用人数の状況	
2	職員の退職の状況	2
3	職員数の状況	3
	(1) 部門別職員数	
	(2) 年齢別職員構成の状況	
	(3) 適正な組織・職員体制の構築について	
	ア 組織・職員体制の適正化に向けた目標	
	イ 組織・職員体制の適正化手法	
第2	職員の人事評価の状況	
1	知事部局等・教育委員会・公営企業の状況	5
2	警察本部の状況	5
第3	職員の給与の状況	
1	総括	6
	(1) 人件費の状況	
	(2) 職員給与費の状況	
	(3) 特記事項	
2	職員の平均給与月額、初任給等の状況	7
	(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	
	(2) 職員の初任給の状況	
	(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	
3	一般行政職の等級別職員数等の状況	9
	(1) 一般行政職の等級別職員数及び給料表の状況	
	(2) 昇給への人事評価の活用状況	
4	職員の手当の状況	11
	(1) 期末手当・勤勉手当	
	(2) 退職手当	
	(3) 地域手当	
	(4) 特殊勤務手当	
	(5) 時間外勤務手当	
	(6) その他の手当	
5	特別職の報酬等の状況	21
6	公営企業職員の状況	22
	(1) 電気事業	
	(2) 工業用水道事業	
	(3) 病院事業	
第4	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	

1	勤務時間の状況 -----	36
	(1) 知事部局等・教育委員会・公営企業の状況	
	(2) 警察本部の状況	
2	休暇の状況 -----	36
	(1) 年次有給休暇	
	(2) 病気休暇	
	(3) 特別休暇	
	(4) 介護休暇	
3	育児短時間勤務の状況 -----	37
<b>第5</b>	<b>職員の休業の状況</b>	
1	育児休業の状況 -----	37
2	自己啓発休業の状況 -----	38
3	配偶者同行休業の状況 -----	38
4	修学部分休業の状況 -----	38
5	高齢者部分休業の状況 -----	38
<b>第6</b>	<b>職員の分限及び懲戒処分の状況</b>	
1	分限の状況 -----	38
2	懲戒の状況 -----	38
<b>第7</b>	<b>職員のサービスの状況</b>	
1	職務専念義務の状況 -----	39
2	営利企業等の従事制限の状況 -----	39
<b>第8</b>	<b>職員の退職管理の状況 -----</b>	<b>39</b>
<b>第9</b>	<b>職員の研修の状況</b>	
1	知事部局等(公営企業含む)の状況 -----	40
	(1) 自治研修センター研修	
	ア 一般研修	
	イ 特別研修	
	(2) 派遣研修	
2	教育委員会の状況 -----	40
	(1) 総合教育センター等研修	
	ア 基本・職務研修	
	イ 特別・推薦研修	
	ウ 希望研修	
	(2) 派遣研修	
3	警察本部の状況 -----	41
	(1) 徳島県警察学校	
	ア 階級別の研修	
	イ その他の研修	
	(2) 派遣研修	
<b>第10</b>	<b>職員の福祉の状況</b>	
1	安全衛生管理体制の状況 -----	42
2	健康診断事業の状況 -----	42
3	健康推進事業の状況 -----	43
4	互助会制度の状況 -----	43

5	公務災害の状況 -----	4 4
<b>第 1 1</b>	<b>職員の利益の保護の状況</b>	
1	知事部局等・教育委員会・警察本部の状況 -----	4 5
2	公営企業の状況 -----	4 5

## 【徳島県人事委員会の業務状況】

第1	職員の競争試験及び選考の状況	
1	採用試験	4 6
2	昇任試験	5 0
3	選考	5 1
	(1) 採用の選考	
	(2) 障がい者を対象とした職員採用選考	
4	昇任の選考及び転任の承認	5 1
第2	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	
1	給与に関する事項について	5 2
	(1) 月例給について	
	(2) 期末手当・勤勉手当について	
	(3) 改定の実施時期	
2	人事行政に関する事項について	5 3
	(1) 勤務環境の整備	
	ア 長時間労働の是正	
	イ 学校現場における教員の負担軽減	
	ウ 職員の健康管理	
	エ 仕事と生活の両立支援	
	(2) 多様で有為な人材の確保・育成	
	(3) 女性職員の育成・登用	
	(4) 高齢層職員の能力・経験の活用	
	(5) 服務規律の確保	
第3	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	5 6
第4	不利益処分に関する審査請求の状況	5 6

# 【徳島県人事行政の運営状況】

## 第1 職員の任免及び職員数に関する状況

### 1 職員の採用の状況

人事委員会の職員採用試験による採用、公立学校教員採用審査による採用及び教員以外の選考採用を合わせて令和4年度中に徳島県全体で604名を採用した。

このほか、再任用職員を213名、フルタイム会計年度任用職員を598名採用した。

#### (1) 徳島県人事委員会職員採用試験による採用状況

＜人事委員会による職員採用試験＞（令和3年度実施）

試験区分	採用予定者数	申込者数 (人)	第1次試験			第2次試験 合格者数 c (人)	競争率 a/c (倍)	R4年度 採用者数 (人)		
			受験者数 a (人)	受験率 (%)	合格者数 b (人)				競争率 a/b (倍)	
大学卒業程度	行政事務	54名程度	481	379	78.79	112	3.38	75	5.05	49
	学校事務	4名程度	72	54	75.00	16	3.38	8	6.75	3
	警察事務	6名程度	78	63	80.77	18	3.50	12	5.25	5
	電気A	3名程度	9	7	77.78	6	1.17	5	1.40	3
	電気B	1名程度	2	2	100.00	2	1.00	2	1.00	1
	機械	2名程度	9	7	77.78	5	1.40	4	1.75	2
	建築	3名程度	10	9	90.00	4	2.25	4	2.25	3
	総合土木	20名程度	26	23	88.46	19	1.21	17	1.35	12
	農業	12名程度	33	32	96.97	23	1.39	16	2.00	12
	農業(畜産)	2名程度	3	2	66.67	1	2.00	1	2.00	1
	林業	7名程度	9	8	88.89	7	1.14	7	1.14	5
	水産	1名程度	10	7	70.00	4	1.75	2	3.50	1
	薬剤師	10名程度	7	7	100.00	7	1.00	6	1.17	6
	管理栄養士	2名程度	38	27	71.05	8	3.38	4	6.75	2
	心理	3名程度	12	12	100.00	6	2.00	5	2.40	3
保健師	18名程度	48	43	89.58	40	1.08	22	1.95	16	
化学	1名程度	8	7	87.50	5	1.40	2	3.50	2	
司書	2名程度	36	24	66.67	6	4.00	3	8.00	2	
計	151名程度	891	713	80.02	289	2.47	195	3.66	128	
短大卒業程度	総合土木	2名程度	3	2	66.67	1	2.00	1	2.00	0
	診療放射線技師	3名程度	10	6	60.00	6	1.00	4	1.50	4
	臨床検査技師	3名程度	7	5	71.43	4	1.25	4	1.25	3
	計	8名程度	20	13	65.00	11	1.18	9	1.44	7
高校卒業程度	一般事務	3名程度	45	38	84.44	6	6.33	4	9.50	3
	学校事務	2名程度	37	34	91.89	8	4.25	5	6.80	1
	警察事務	2名程度	55	47	85.45	9	5.22	5	9.40	2
	電気	1名程度	3	3	100.00	3	1.00	1	3.00	1
	総合土木	3名程度	3	3	100.00	3	1.00	3	1.00	2
	農業	1名程度	2	2	100.00	1	2.00	1	2.00	1
	林業	2名程度	3	3	100.00	3	1.00	2	1.50	2
計	14名程度	148	130	87.84	33	3.94	21	6.19	12	
職民間企業等 経験者等	行政事務	18名程度	143	94	65.73	56	1.68	27	3.48	18
	行政事務(DX)	2名程度	5	1	20.00	1	1.00	0	-	0
	建築	2名程度	3	1	33.33	0	-	0	-	0
	総合土木	3名程度	6	5	83.33	4	1.25	2	2.50	1
	保健師	2名程度	4	1	25.00	1	1.00	1	1.00	1
	計	27名程度	161	102	63.35	62	1.65	30	3.40	20
(職民間企業等 経験者等 世代)	行政事務	3名程度	108	70	64.81	18	3.89	9	7.78	3
	総合土木	2名程度	5	4	80.00	3	1.33	1	4.00	0
計	5名程度	113	74	65.49	21	3.52	10	7.40	3	
小計		1,333	1,032	77.42	416	2.48	265	3.89	170	
警察官A(男性)	24名程度	205	138	67.32	72	1.92	48	2.88	14	
警察官A(女性)	8名程度	59	36	61.02	24	1.50	20	1.80	7	
警察官B(男性)	19名程度	200	125	62.50	57	2.19	38	3.29	19	
警察官B(女性)	6名程度	55	36	65.45	21	1.71	15	2.40	6	
小計		519	335	64.55	174	1.93	121	2.77	46	
総計		1,852	1,367	73.81	590	2.32	386	3.54	216	

このほか、令和4年度実施試験合格者の中から、大学卒業程度の行政事務1名、電気1名、農業3名、林業1名、薬剤師1名、保健師3名及び福祉2名を令和4年度中に採用した。

(2) 徳島県公立学校教員採用審査による採用状況（令和3年度審査実施）

試験区分	採用 予定者数	申込者数 (人)	第1次試験				第2次試験		競争率 a/c(倍)	R4年度 採用者数 (人)
			受験者数 a(人)	受験率 (%)	合格者数 b(人)	競争率 a/b(倍)	合格者数 c(人)			
小学校教諭	127名程度	366	333	90.98	190	1.75	94	3.54	85	
中学校教諭		277	248	89.53	119	2.08	49	5.06	45	
県立学校教諭	53名程度	421	373	88.60	138	2.70	60	6.22	55	
小中高特支養護教諭	3名程度	114	104	91.23	7	14.86	4	26.00	3	
小中栄養教諭	1名程度	11	9	81.82	3	3.00	1	9.00	1	
障がい者 特別選考	小学校教諭 (全校種・教科 5名程度)	1	1	100.00	1	1.00	0	—	0	
		3	3	100.00	1	3.00	1	3.00	1	
計		1,193	1,071	89.77	459	2.33	209	5.12	190	

(3) 徳島県の各部局毎の採用人数の状況（令和4年度）

区分	右記以外の職員			再任用職員	フルタイム 会計年度任用職員
	人事委員会職員採用試験及び教員採用審査による採用	その他選考採用	合計		
知事部局等	171	50	221	44	264
教育委員会	194	42	236	158	21
警察本部	53	22	75	4	34
公営企業	0	72	72	7	279
計	418	186	604	213	598

(注) 「知事部局等」とは、知事部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び徳島海区漁業調整委員会事務局である。「公営企業」とは、企業局、病院局である。

2 職員の退職の状況

定年齢（一部の職員を除き60歳）に達した退職者、早期退職募集制度による退職者及びその他自己都合や死亡等による退職者を合わせて令和4年度中に徳島県全体で737名が退職した。

このほか、再任用職員が130名退職した。

区分	右記以外の職員				再任用職員
	定年	早期	その他	合計	
知事部局等	88	26	37	151	48
教育委員会	263	64	102	429	75
警察本部	44	4	31	79	3
公営企業	13	11	54	78	4
計	408	105	224	737	130

(注) 1 「知事部局等」とは、知事部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び徳島海区漁業調整委員会事務局である。「公営企業」とは、企業局、病院局である。

2 フルタイム会計年度任用職員は含まない。

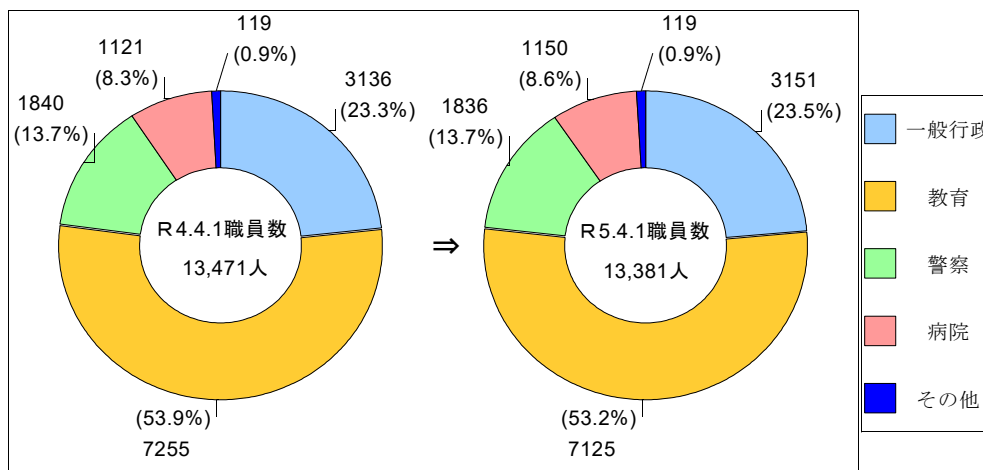
### 3 職員数の状況

#### (1) 部門別職員数

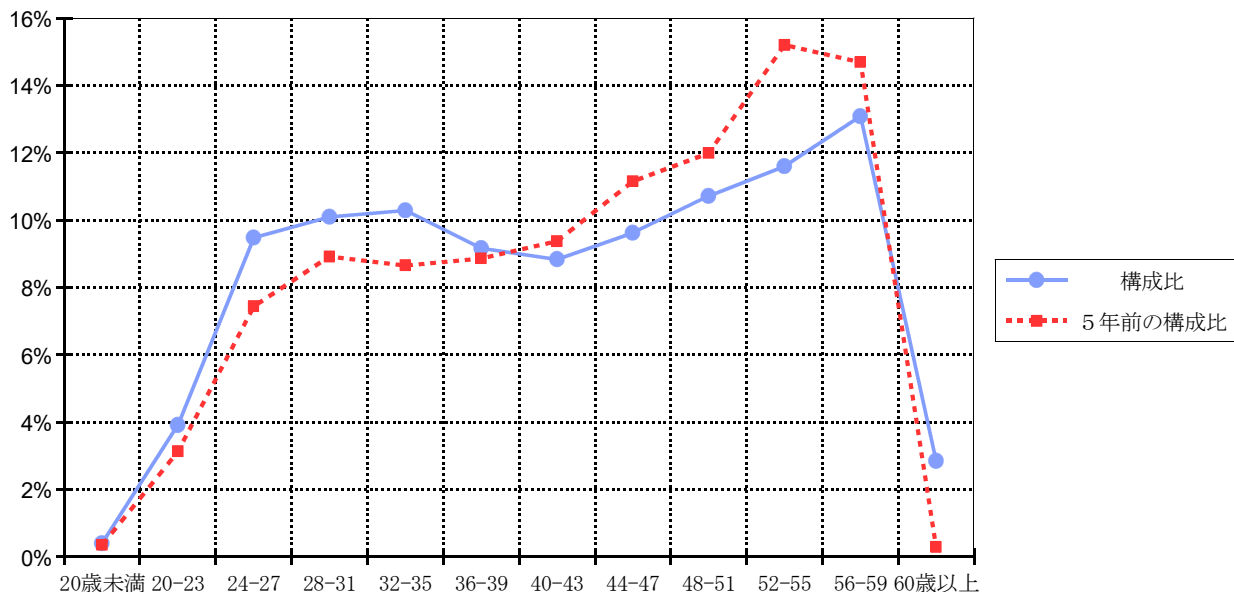
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		R4.4.1	R5.4.1		
一 般 行 政 部 門	議 会	30	30	0	・令和5年度においては、知事選挙の結果を踏まえ、6月1日付け人事異動とした結果、採用及び退職により一時的な増減が生じた。
	総 務	711	703	△8	
	税 務	120	121	1	
	民 生	284	291	7	
	衛 生	468	481	13	
	商 工	171	167	△4	
	労 働	63	63	0	
	農 林 水 産	656	667	11	
	土 木	633	628	△5	
	小 計	3,136 < 206 > ≪ 218 ≫	3,151 < 216 > ≪ 213 ≫	15 < 10 > ≪ △ 5 ≫	
特 別 行 政 部 門	教 育	7,255	7,125	△130	・児童数・生徒数の減少等による減
	警 察	1,840	1,836	△4	・出向者の増加による減
	小 計	9,095 < 439 > ≪ 48 ≫	8,961 < 514 > ≪ 45 ≫	△134 < 75 > ≪ △ 3 ≫	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	1,121	1,150	29	・医療の質向上に向けたスタッフの充実による増
	そ の 他	119	119	0	
	小 計	1,240 < 28 > ≪ 251 ≫	1,269 < 32 > ≪ 245 ≫	29 < 4 > ≪ △ 6 ≫	
合 計		13,471 < 673 > ≪ 517 ≫	13,381 < 762 > ≪ 503 ≫	△90 < 89 > ≪ △ 14 ≫	

(注) <>内は再任用職員、≪≫内はフルタイム会計年度任用職員の数(外数)である。

部門別職員数



(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 53	人 523	人 1,268	人 1,351	人 1,376	人 1,226	人 1,182	人 1,287	人 1,433	人 1,552	人 1,750	人 380	人 13,381

(3) 適正な組織・職員体制の構築について

社会情勢の変化に伴い顕在化する行政課題の解決に向け挑戦を続けられるよう、定員の柔軟性や組織・職員の多様性を高め、年齢構成の適正化を図ることにより、将来にわたる組織執行力の向上に取り組む。

ア 組織・職員体制の適正化に向けた目標

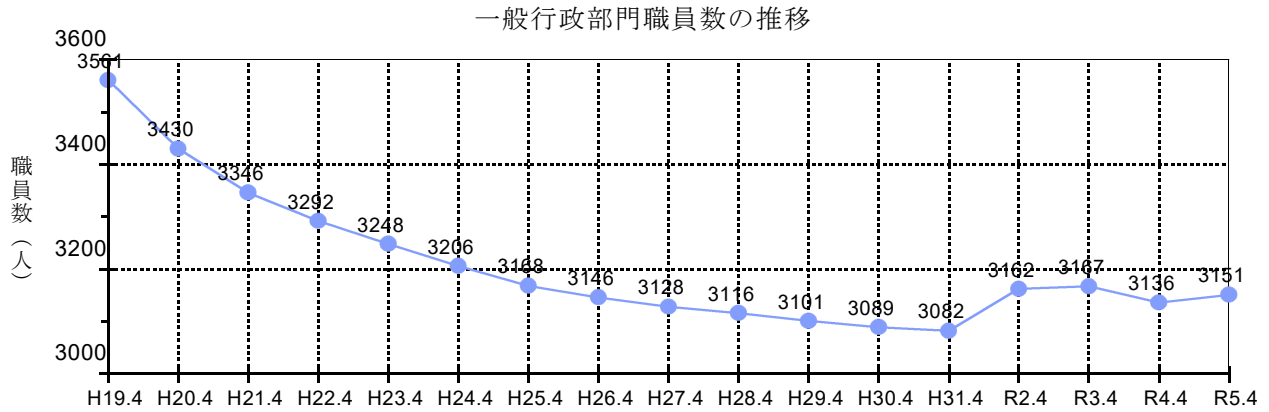
- ・ 適正な定員管理と組織人員体制の適正化
- ・ 組織・職員の多様性の向上
- ・ 将来を見据えた組織執行力の確保

イ 組織・職員体制の適正化手法

- ・ 社会情勢と行政需要の変化に応じて柔軟に職員数を管理しながら、業務執行力を最大化する組織づくり、職種や専門分野の垣根を越えた人員配分、適材適所の人事配置を実施
- ・ 任期付採用や県外社会人枠採用の活用、再任用職員や女性職員の活躍を推進
- ・ 年齢構成を適正化を図りながら、優秀な職員を確保



区分		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	H19～R5年計
一般行政	職員数	3,561	3,430	3,346	3,292	3,248	3,206	3,168	3,146	3,128	3,116	3,101	3,089	3,082	3,162	3,167	3,136	3,151	
	減員		195	203	161	112	98	85	72	52	43	38	41	38	23	67	57	30	1,315
	増員		64	119	107	68	56	47	50	34	31	23	29	31	103	72	26	45	905
	削減数		△131	△84	△54	△44	△42	△38	△22	△18	△12	△15	△12	△7	80	5	△31	15	△410



## 第2 職員の人事評価の状況

### 1 知事部局等・教育委員会・公営企業の状況

能力及び業績に基づく公正な人事管理を行い、優れた人材の育成及び活用を図ることを目的として、職員の人事評価及び自己申告を実施している。人事評価は職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価を、自己申告は職員の自己診断をさせるとともに、自らの意見及び希望その他人事管理上必要と思われる事項を申告させることをいう。

### 2 警察本部の状況

公正かつ合理的な人事管理を行い、職員の職務能率の向上に資することを目的として、人事評価を実施している。人事評価は、被評定者がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。また、人事評価に併せて自己申告を実施している。なお、自己申告とは、職員に自己診断をさせるとともに、自らの意見及び希望その他人事管理上必要と思われる事項を申告させることをいう。

### 第3 職員の給与の状況

#### 1 総括

##### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 718,879	千円 535,631,500	千円 11,549,540	千円 113,713,073	% 21.2	% 21.0

##### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 12,231	千円 51,141,309	千円 11,049,862	千円 19,324,100	千円 81,515,271	千円 6,665

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

##### (3) 特記事項

期間	給料	管理職手当
平成16年4月1日～平成19年3月31日	—	約10%減率
平成19年4月1日～平成19年12月31日	—	10%減額
平成20年1月1日～平成23年3月31日	7%～10%減額（医師を除く）	15%減額
平成23年4月1日～平成25年3月31日	1%～5%減額（医師を除く）	
平成25年7月1日～平成26年3月31日	3%～10%減額 (診療に従事する医師を除く)	10%減額

- (注) 平成25年12月期については、管理職員に係る期末・勤勉手当を5%減額。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

#### (ア) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
徳島県	43.2 歳	327,074 円	414,753 円

#### (イ) 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
徳島県	57.2 歳	28 人	355,068 円	394,270 円
うち用務員	58.6 歳	11 人	355,664 円	379,111 円

#### (ウ) 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
徳島県	46.3 歳	381,636 円	429,057 円

#### (エ) 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
徳島県	43.1 歳	357,934 円	397,864 円

#### (オ) 警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
徳島県	38.2 歳	318,079 円	465,199 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		徳島県	国
一般行政職	大 学 卒	191,700 円	185,200 円
	高 校 卒	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	156,800 円	—
	中 学 卒	147,700 円	—
高等学校教育職	大 学 卒	214,200 円	—
	高 校 卒	170,500 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	214,200 円	—
	高 校 卒	170,500 円	—
警 察 職	大 学 卒	212,000 円	214,900 円
	高 校 卒	181,100 円	178,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	257,153 円	357,423 円	380,137 円	398,013 円
	高 校 卒	227,644 円	310,338 円	349,200 円	371,354 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
高等学校教育職	大 学 卒	309,658 円	393,387 円	414,250 円	423,487 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
小・中学校教育職	大 学 卒	313,282 円	389,413 円	410,665 円	424,410 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
警 察 職	大 学 卒	277,892 円	367,972 円	401,993 円	422,156 円
	高 校 卒	257,173 円	336,071 円	376,275 円	408,538 円

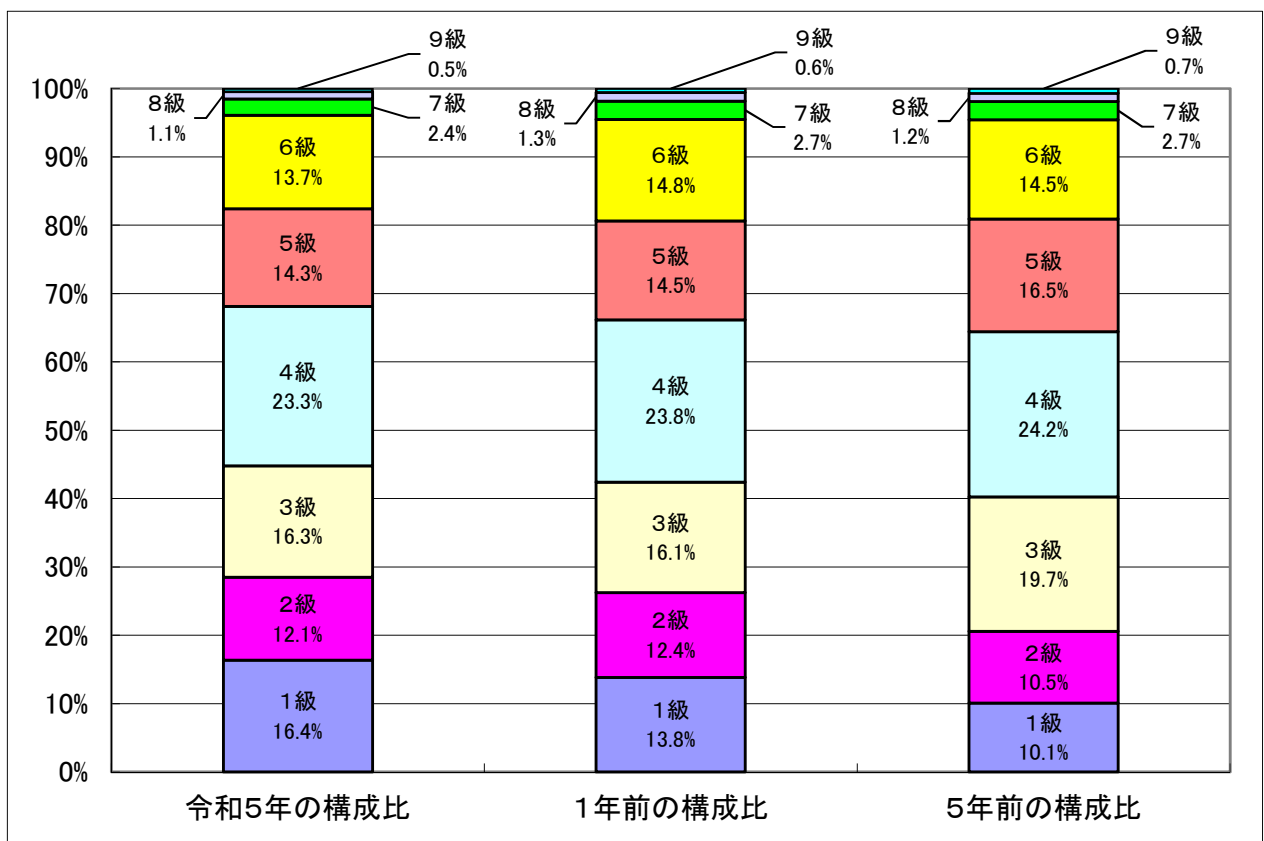
### 3 一般行政職の等級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の等級別職員数及び給料表の状況 (令和5年4月1日現在)

職務の等級	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
1級	主事	559	16.4	円 150,100	円 247,600
2級	主任主事	414	12.1	円 198,500	円 304,200
3級	主任	558	16.3	円 234,400	円 350,000
4級	係長	797	23.3	円 266,000	円 381,000
5級	課長補佐	488	14.3	円 290,700	円 393,000
6級	課長	468	13.7	円 319,200	円 410,200
7級	次長	82	2.4	円 362,900	円 444,900
8級	局長	36	1.1	円 408,100	円 468,600
9級	部長	16	0.5	円 458,400	円 527,500

(注) 1 徳島県の給与条例に基づく給料表の等級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況 (知事部局)

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

徳 島 県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,596 千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 23～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（知事部局）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

徳 島 県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~4.5%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~4.5%加算)	
1人当たり平均支給額	1,943 千円	21,739 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)			953,882 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)			75 千円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	21 人	20 %	20 %
神奈川県川崎市	1 人	16 %	16 %
大阪府大阪市	21 人	16 %	16 %
愛知県名古屋市	2 人	15 %	15 %
広島県広島市	1 人	10 %	10 %
香川県高松市	5 人	6 %	6 %
鳥取県鳥取市	1 人	1.7 %	0 %
愛媛県松山市	2 人	1.7 %	0 %
高知県高知市	1 人	1.7 %	0 %
徳島県徳島市・鳴門市・阿南市	7,432 人	1.7 %	3 %
県内 上記3市以外	5,047 人	1.7 %	0 %
医師	32 人	16 %	16 %
平均支給率		1.8 %	1.9 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。



(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)	566,336 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	84 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度)	53.4 %		
手当の種類 (手当数)	35		
手当の名称	支給対象	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
困難折衝等業務手当	職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。 (1) 納税義務者、滞納者等に対して行う県税の賦課徴収の業務又は地方税法の規定による県税に関する犯則事件の調査の業務若しくはこれに関連する調査の業務 (2) 土地の取得等に関し権利者と直接接して行う交渉業務 (3) 道路、河川、国有財産等の境界確定に関する交渉業務 (4) 徳島県港湾施設管理条例第8条の規定による使用料の徴収業務 (5) 要保護者等に対して行う指導、相談又は調査に関する業務	5,890 千円	(1)～(4) 日額 750円 (5) 日額 600円
取締等業務手当	職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。 (1) 取締船に乗船して行う漁業取締りの業務又は取締船に乗船しないで漁業監督吏員として行う漁業取締りの業務 (2) 不法投棄等の取締り等のための指導又は監督の業務 (3) 道路、河川、海岸、港湾、森林等の管理に関する法令違反又は砂利採取若しくは採石に関する法令違反の取締り業務 (4) 徳島県生活環境保全条例の規定による特定事業に関する条例違反の指導業務	1,103 千円	(1) 日額 550円 (2)～(4) 日額 750円
危険等予防業務手当	職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設等に関する立入検査等の業務 (2) 浄化槽法第53条第2項の規定による立入検査の業務 (3) 廃棄物処理施設又は浄化槽から排出される汚水の検査の業務 (4) 人体から排出されるふん便の集団的検査の業務 (5) 大気汚染防止法第26条第1項の規定によるばい煙発生施設等その他の物件の立入検査の業務 (6) 水質汚濁防止法第22条第1項の規定による特定施設その他の物件の立入検査の業務 (7) ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項の規定による特定施設その他の物件の立入検査の業務 (8) 化製場等に関する法律第6条第1項の規定による化製場又は死亡獣畜取扱場の立入検査の業務	131 千円	日額 310円

<p>危険業務手当</p>	<p>職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の業務又は感染症の病原体に汚染された物件等の処理業務</p> <p>(2)感染症の患者の診療、看護若しくは入院のための移送の業務又は感染症の病原体に汚染された物件等の処理業務</p> <p>(3)保健師として行う感染症の患者に対する面接療養指導の業務</p> <p>(4)家畜伝染病の病原体を有する家畜等に対する防疫業務（(4-2)の業務を除く）</p> <p>(4-2)家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の業務</p> <p>(4-3)家畜伝染病のまん延を防止するために行う業務（(4-2)の業務を除く）</p> <p>(5)感染症等の病原体の検索又は培養検査の業務</p> <p>(6)有害物を使用して行う健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査の業務</p> <p>(7)計量法の規定による液化石油ガスメーターに係る検定又は立入検査の業務</p> <p>(8)家畜の飼養等の管理業務</p> <p>(9)放射線に関する業務</p> <p>(10)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項の規定による精神障害者又はその疑いのある者の居住する家庭を訪問して行う調査の業務</p> <p>(11)精神保健指定医として行う法第27条第1項若しくは第2項又は第29条の2第1項の規定による診察の業務</p> <p>(12)(11)に規定する精神保健指定医による診察への立会いの業務</p> <p>(13)法第29条の2の2第1項又は第34条の規定による精神障害者の病院への移送の業務</p> <p>(14)法第47条第1項に規定する相談及び指導の業務</p> <p>(15)狂犬病予防法の規定による犬の捕獲、抑留、殺処分若しくは病性鑑定又はこう傷犬の診断の業務</p> <p>(16)と畜場法第14条の規定による獣畜のと殺又は解体に係る検査の業務</p> <p>(17)動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項、第24条の2第3項、第25条第5項若しくは第33条第1項の規定による立入検査、同法第35条第1項の規定による引取り又は同法第36条第2項の規定による収容の業務</p> <p>(18)徳島県動物の愛護及び管理に関する条例の規定による飼い犬の捕獲、収容又は殺処分の業務</p> <p>(19)航空機に搭乗して行う、大気又は海洋の汚染状況の調査の業務、災害時における救助活動等の業務</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための危険業務手当の特例)</p> <p>(20)職員が新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務</p>	<p>10,791 千円</p>	<p>(1)～(4)、(4-3)～(8) 日額310円</p> <p>(4-2)日額 380円</p> <p>(9)日額 350円</p> <p>(10)日額 400円</p> <p>(11)日額 400円</p> <p>(12)日額 400円</p> <p>(13)日額 550円</p> <p>(14)日額 400円</p> <p>(15)～(18)日額 750円</p> <p>(19)1時間 1,900円</p> <p>(20)患者接触等 日額 4,000円 その他 日額 3,000円</p>
---------------	--	------------------	---

危険現場作業手当	<p>職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)傾斜地、不整地等における道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車の運転作業又は農業用機械の運転作業</p> <p>(2)火薬類取締法又は高圧ガス保安法の規定による保安検査、立入検査、自主検査の立会い又は災害調査の業務</p> <p>(3)地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所における測量、調査、指導監督等の業務</p> <p>(4)橋脚の基礎工事その他河川、港湾等におけるこれに類する工事における水面下4メートル以上の深所で行う調査又は指導監督の業務</p> <p>(5)交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、測量等の作業</p> <p>(6)海上にある異形ブロック等の足場の不安定な箇所における検査、指導監督若しくは調査の業務又は水上における流木の除去等の作業</p> <p>(7)調査又は研究のため船舶に乗り込んで行う採水、採泥等の作業</p> <p>(8)崩壊、転落等の危険性のある急傾斜地等における現場調査又は検査の業務、工事用重機が稼働している現場における指導監督等の業務</p> <p>(9)トンネルの坑内におけるトンネル掘り作業の指導監督等の業務</p> <p>(10)洪水警戒体制時のダム管理業務</p> <p>(11)異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視の業務又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所において行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の堤防等</li> <li>・道路法第46条第1項第1号の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺</li> <li>・港湾施設等</li> <li>・土地改良施設</li> <li>・治山施設等</li> </ul> <p>(12)潜水器具を着用して行う潜水作業</p> <p>(東日本大震災に対処するための危険現場作業手当の特例)</p> <p>(13)東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業</p> <p>(14)帰還困難区域において行う作業</p> <p>(15)居住制限区域において行う作業</p>	4,776 千円	<p>(1)日額 300円</p> <p>(2)～(8)日額 350円</p> <p>(9)日額 450円</p> <p>(10)日額 480円</p> <p>(11)巡回監視 日額 710円 応急作業等 日額 1,080円</p> <p>(12)潜水深度 20メートルまで 1時間 350円 30メートルまで 1時間 780円 30メートル超 1時間 1,500円</p> <p>(13)原子炉建屋内 日額 40,000円 故障設備確認 日額 20,000円 免震重要棟内 日額 3,300円 その他 日額 13,300円</p> <p>(14)屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円</p> <p>(15)屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円</p>
訓練業務手当	火災防衛訓練又は救助訓練の実技指導の業務に従事したとき	218 千円	日額 550円
外国勤務手当	外国に駐在を命ぜられた職員が、当該外国においてその命令に係る業務に従事したとき	14,719 千円	勤務1月につき、外務公務員とした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当及び子女教育手当の額の合計額
特定大規模災害等対処作業手当	<p>(1)職員及び警察職員が特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業に従事したとき</p> <p>(2)原子力緊急事態宣言があった場合で、職員及び警察職員が次に掲げる作業に従事したとき</p> <p>①緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所の敷地内において行う作業</p> <p>②原子力災害対策本部長指示に基づき設定された区域等において行う作業</p>	0 千円	<p>(1)日額 4,000円以内</p> <p>(2)① 原子炉建屋内 日額 40,000円以内 原子炉建屋内以外 日額 20,000円以内</p> <p>②日額 10,000円以内</p>

多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教育職員(管理職手当を受ける教育職員を除く)が、当該学級における授業又は指導に従事したとき (1)3の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導 (2)2の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導	1,148 千円	(1)日額 350円 (2)日額 290円
昼夜間勤務手当	(1)夜間の定時制課程以外の課程(以下「昼間部」という)の勤務を本務とする教育職員が夜間の定時制課程(以下「夜間部」という)の授業又はその補助を行ったとき (2)夜間部の勤務を本務とする教育職員が昼間部の授業又はその補助を行ったとき (3)夜間部の事務若しくはその補助又は徳島県立しらさぎ中学校の夜間における事務若しくはその補助に従事する普通職員	160 千円	(1)1時間 600円 (2)1時間 600円 (3)日額 700円
夜間学級業務手当	徳島県立しらさぎ中学校の教育職員(定時制通信教育手当を受ける者を除く。)が、本務として同校の夜間学級の業務に従事する場合	2,639 千円	管理職手当受給者 月額 給料月額×4/100 その他 月額 給料月額×5/100
沖合手当	徳島県立徳島科学技術高等学校の学校職員が、漁業実習のため海上で勤務したとき	14 千円	日額 380円
考査手当	県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教育職員が、県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の入学考査の結果処理のための勤務に従事したとき	3,049 千円	1時間 220円
特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教育職員で職務の級が小学校中学校教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の1級、2級又は特2級のものが、次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与える程度に及ぶとき (1)学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ①非常災害時における児童(幼児を含む。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 ②児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ③児童又は生徒に対する緊急の補導業務 (2)修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの (3)対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、又は週休日若しくは休日若しくは休日の代休日に行うもの (4)学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日若しくは休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	286,147 千円	(1)①日額 8,000円 (甚大災害 16,000円) ②日額 7,500円 ③日額 7,500円 (2)日額 5,100円 (3)日額 5,100円以内 (4)日額 3,600円以内
温室内作業手当	高等学校設置基準第6条第2項に規定する農業に関する学科を置く高等学校に勤務する学校職員がビニールハウス又はガラスハウス内において、生徒の実習に係る作業に1日につき2時間以上従事したとき	85 千円	日額 300円
教育業務連絡調整手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の指導教諭又は教諭のうち教務主任、学年主任その他の主任等で、困難な職務を担当する指導教諭又は教諭が、当該担当に係る業務に従事したとき	59,026 千円	日額 200円
潜水手当	徳島県立徳島科学技術高等学校の学校職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき 潜水深度 (1)10メートルまで (2)20メートルまで (3)30メートルまで (4)30メートルを超える場合	0 千円	(1)1時間 310円 (2)1時間 550円 (3)1時間 780円 (4)1時間 1,500円

犯罪捜査作業手当	警察職員が次に掲げる作業に従事したとき (1)主として犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕に従事する私服員たる警察職員が行う作業 (2)銃器に係る犯罪の犯人の逮捕等の作業で次のいずれかに該当するもの ①銃器又は銃器と考えられる物が使用されている犯罪現場における犯人の逮捕、人質の救出又は犯人の説得の作業 ②銃器を使用した犯人又は銃器を所持する犯人の逮捕の作業 ③①に掲げる作業に付随して行われる固定配置による警戒の作業 ④②に掲げる作業に付随して行われる固定配置による警戒の作業 ⑤銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に係る暴力団の事務所等の直近における固定配置による警戒作業 ⑥暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の作業	55,303 千円	(1)日額 560円 (2)①日額 1,640円 ②日額 1,100円 ③日額 1,100円 ④日額 820円 ⑤日額 820円 ⑥日額 820円
犯罪鑑識作業手当	警察職員が、指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して、次に掲げる作業に従事したとき (1)主として犯罪現場において行う犯罪鑑識作業 (2)(1)以外の犯罪鑑識作業	4,075 千円	(1)日額 560円 (2)日額 280円
交通捜査作業手当	警察職員（特殊自動車運転作業手当の支給を受ける警察職員を除く）が主として交通の指導取締り、交通事故の処理の作業又は交通事故事件の捜査作業に従事したとき	18,157 千円	日額 560円
特殊自動車運転作業手当	警察職員が次に掲げる作業に従事したとき (1)高速自動車国道又は自動車専用道路において高速道路交通警察隊に所属する警察職員が行う交通取締用自動車の運転作業 (2)交通取締用大型自動二輪車の運転作業 (3)交通取締用自動車その他特殊自動車の運転作業（(2)の作業を除く）	8,960 千円	(1)日額 560円 (2)日額 560円 (3)日額 420円
通信指令作業手当	警察職員が主として通信指令作業に従事したとき	547 千円	日額 160円
看守手当	警察職員が警察署において留置施設の看守業務に従事したとき	4,009 千円	日額 290円
警ら作業手当	警察職員が警ら活動その他の地域警察活動の作業に従事したとき	22,495 千円	日額 300円
少年補導手当	警察職員が主として少年の補導作業に従事したとき	194 千円	日額 350円
術科指導手当	警察職員が柔道、剣道等の術科指導に従事したとき	95 千円	日額 300円
死体処理手当	警察職員が次に掲げる作業に従事したとき (1)死体の解剖の立会い又は補助の作業 (2)死体の収容又は検視の作業	24,946 千円	検視官その他の警察本部長が指定する職にある警察職員 1体 3,200円 その他の警察職員 (1)1体 3,200円 (2)1体 2,200円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員が正規の勤務時間による勤務の一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる警ら、警戒、犯罪の捜査、交通の指導取締り又は留置施設の看守の業務に2時間以上従事したとき	30,749 千円	勤務1回につき650円
爆発物処理等手当	警察職員が、次に掲げる業務に従事したとき (1)爆発物容疑物件の処理作業 (2)特殊危険物質(サリン及びびサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。)又はその疑いのある物質の処理作業 (3)特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業((2)に掲げる作業を除く) (4)特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業 (5)火薬類取締法又は高圧ガス保安法の規定による立入検査又は災害調査の作業	62 千円	(1)爆発物容疑物件1個につき 5,200円 (2)日額 5,200円 (3)日額 250円 (4)日額 460円 (5)日額 300円
緊急呼出手当	警察職員が、突発的に発生した事件又は事故の処理作業に従事するため職務に専念する義務がない時間に緊急の呼出しを受け、正規の勤務時間外である夜間(午後9時から翌日の午前5時までの間)において、当該作業に従事したとき	1,874 千円	1回 1,240円

航空機搭乗業務手当	警察職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したとき (1) 航空機乗組員として行う業務 (2) 操縦練習又は教育訓練 (3) 捜索救難、犯罪捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締り	2,513 千円	操縦士 公安職給料表6級以上 1時間 5,100円 公安職給料表5級以下 1時間 3,600円 整備士 1時間 2,200円 その他の警察職員 1時間 1,900円
災害警備等手当	警察職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において次に掲げる作業に従事したとき (1) 都道府県警察に災害警備本部が設置された場合又は相当多数の死傷者のある災害が発生した場合における災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業（引き続き2日以上従事した場合に限る） (2) 著しく危険な人命救助の作業  (東日本大震災に対処するための災害警備等手当の特例) (3) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 (4) 帰還困難区域において行う作業 (5) 居住制限区域において行う作業	1,117 千円	(1) 日額 840円 (2) 日額 840円 (3) 原子炉建屋内 日額 40,000円 故障設備確認 日額 20,000円 免震重要棟内 日額 3,300円 その他 日額 13,300円 (4) 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 (5) 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円
潜水手当	警察職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき	16 千円	1時間 550円
警護等手当	警察職員が天皇若しくは皇族等の身辺の警衛又は警護の業務に従事したとき	148 千円	日額 640円
感染危険手当	警察職員が新型コロナウイルス感染症の患者に係る業務に従事したとき	1,180 千円	患者接触等 日額 4,000円 その他 日額 3,000円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	3,599,233 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	682 千円
支給実績（令和3年度決算）	3,632,385 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	686 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ		887,869 千円	759 千円
初任給調整手当	次に掲げる職に新たに採用された職員に、次に定める額を超えない範囲内の額を、採用日から次に定める期間、1年を経過するごとにその額を減じて支給 (1)医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額414,800円 35年以内 (2)獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額50,000円 15年以内 (3)医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額50,800円 35年以内	異なる	支給対象に獣医師を含めている	97,305 千円	1,297 千円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子 10,000円 ※満16歳年度初め～満22歳年度末にある子がいる場合は、子1人につき5,000円を加算 (2)子以外 6,500円 ※行政職給料表8級職員等は3,500円 ※行政職給料表9級職員等は支給なし	同じ		1,183,071 千円	250 千円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ①家賃25,000円以下 家賃額-14,000円 ②家賃25,000円超～59,000円未満 (家賃額-25,000円)×1/2+11,000円 ③家賃59,000円以上 28,000円 (2)単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (1)の手当額の1/2	異なる	支給対象家賃下限	819,716 千円	315 千円
通勤手当	(1)通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位期間に係る運賃相当額 ※全額支給限度額(1月当たり) 48,500円 最高支給限度額(1月当たり) 56,500円 (2)通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給 片道の使用距離に応じ4,200円～37,500円 ※54km以上は4kmごとに2,800円を加算 (3)公署を異にする異動等に伴い通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、通勤のため特別急行列車等を利用しその特別料金等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位に係る特別料金等の相当額(高速自動車国道及び通勤用定期乗車券以外の乗車券による特別急行列車の利用は実績に基づく額)	異なる	・交通機関等利用の場合の全額支給限度額 ・自動車等使用の場合の手当単価 ・特別料金加算額の算定方法及び限度額	1,272,883 千円	123 千円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員等に支給 30,000円+距離に応じた額 (70,000円以内)	同じ		70,826 千円	419 千円
休日給	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 〔勤務1時間当たりの給与額〕×(125/100～150/100)	同じ		315,481 千円	60 千円

管理職員特別勤務手当	(1)管理職手当受給者が公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 12,000円以内 (2)管理職手当受給者が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間に勤務した場合に支給 勤務1回につき 6,000円以内	同じ		18,354 千円	16 千円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 (給料+扶養手当)×20/100以内	同じ		19,151 千円	249 千円
農林漁業普及指導手当	農業改良助長法第8条第1項に規定する普及指導員、森林法第187条第1項に規定する林業普及指導員及び沿岸漁業等の改良普及に関する業務に従事する職員に支給 給料月額×12/100以内			23,530 千円	245 千円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに支給 1日につき 6,620円以内			0 千円	0 千円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 [勤務1時間当たりの給与額]×25/100	同じ		時間外勤務手当に含む	
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給 月額8,000円以内 ※学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員については、前掲の教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において支給			430,439 千円	61 千円
産業教育手当	教育職員のうち、農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者が、当該農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する場合に支給 給料月額×5/100以内（定時制通信教育手当との併給者3/100）			39,652 千円	196 千円
定時制通信教育手当	高等学校で、定時制の課程を置くもの又は通信教育を行うものの校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教員に支給 ①定時制課程（夜間）、通信教育課程 給料月額×5/100（管理職手当受給者4/100） ②定時制課程（昼間） 給料月額×3/100（管理職手当受給者2/100）			22,371 千円	169 千円
へき地手当	へき地学校等に勤務する学校職員に支給 (給料+扶養手当)×20/100以内			46,365 千円	245 千円



## 5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	知 事	975,000 円	( 1,300,000 円 )	( 25%減額 H19.11月～R6.3月)
	副 知 事	891,000 円	( 990,000 円 )	( 10%減額 H26.4月～R6.3月)
報酬	議 長	920,000 円	( 950,000 円 )	( 3万円減額 H29.4月～R6.3月)
	副 議 長	840,000 円	( 860,000 円 )	( 2万円減額 H29.4月～R6.3月)
	議 員	790,000 円	( 810,000 円 )	( 2万円減額 H29.4月～R6.3月)
期末手当	知 事	(令和4年度支給割合)		
	副 知 事	3.30 月分		
	議 長	(令和4年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.30 月分		
退職手当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	130万円×在職月数×50/100	31,200,000 円	任期毎
	備 考	99万円×在職月数×40/100	19,008,000 円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

なお、給料月額について、副知事は平成19年11月から平成26年3月までは18%減額した額を、議長は平成19年11月から平成29年3月までは7万5千円減額した額を、副議長及び議員は平成19年11月から平成29年3月までは5万円減額した額を支給した。また、知事、副知事の期末手当について、平成19年11月から平成26年3月までは減額後の額を基礎として支給した。

2 退職手当の「1期の手当額」は、令和5年4月1日現在の支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 公営企業職員の状況

### (1) 電気事業

#### ア 職員給与費の状況

##### (ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円 3,095,892	千円 278,838	千円 950,320	% 30.7	% 31.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 97	千円 391,197	千円 79,172	千円 151,601	千円 621,970	千円 6,412

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

##### (イ) 特記事項

期間	給料	管理職手当
平成16年4月1日～平成19年3月31日	—	約10%減率
平成19年4月1日～平成19年12月31日	—	10%減額
平成20年1月1日～平成23年3月31日	7%～10%減額	15%減額
平成23年4月1日～平成25年3月31日	1%～5%減額	
平成25年7月1日～平成26年3月31日	3%～10%減額	10%減額

(注) 平成25年12月期については、管理職員に係る期末・勤勉手当を5%減額。

#### イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
徳島県（電気事業）	41.7 歳	337,418 円	529,219 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

## ウ 職員の手当の状況

### (ア) 期末手当・勤勉手当

徳島県（電気事業）	徳島県
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,563 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,596 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (イ) 退職手当（令和5年4月1日現在）

徳島県（電気事業・工業用水道事業）	徳島県
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 17,987 千円 21,560 千円	1人当たり平均支給額 1,943 千円 21,739 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (ウ) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		6,678 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		69 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	1.7 %	97 人	1.7 %

## (エ) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)	6,325 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	90 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度)	72.2 %		
手当の種類 (手当数)	6		
手当の名称	支給対象	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
危険作業手当	総合管理推進センター等に勤務する職員が特に危険を伴うおそれのある特殊な作業に従事したとき	0 千円	1時間 100円~170円
交替勤務手当	総合管理推進センターに勤務する職員が交替勤務に従事したとき	3,566 千円	超過勤務手当相当額× (10/100~30/100)
発電給水業務手当	(1)電気事業及び工業用水道事業に係る業務に従事したとき (2)総合管理推進センターに勤務する技術系職員が電気事業及び工業用水道事業に係る業務に従事したとき	2,743 千円	(1)日額 650円 (2)日額 750円
用地取得等交渉業務手当	職員が土地の取得等に関し権利者と直接接して行う交渉業務に従事したとき	16 千円	日額 750円
特殊自動車等運転作業手当	職員が傾斜地、不整地等において道路運送車両法施行規則別表第一に掲げる大型特殊自動車又は小型特殊自動車の運転作業に従事したとき	0 千円	日額 300円
ダム管理責任業務手当	河川法第50条第1項に規定する管理主任技術者が、洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時に主任技術者としての業務に従事したとき	0 千円	日額 600円

## (オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和4年度決算)	41,721 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	469 千円
支給実績 (令和3年度決算)	40,124 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	472 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

## (カ) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ		8,352 千円	1,044 千円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に支給 月額2,500円	同じ		0 千円	0 千円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子 10,000円 ※満16歳年度初め～満22歳年度末にある子がいる場合は、子1人につき5,000円を加算 (2)子以外 6,500円 ※行政職給料表8級職員等は3,500円 ※行政職給料表9級職員等は支給なし	同じ		12,726 千円	245 千円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ①家賃25,000円以下 家賃額-14,000円 ②家賃25,000円超～59,000円未満 (家賃額-25,000円)×1/2+11,000円 ③家賃59,000円以上 28,000円 (2)単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (1)の手当額の1/2	同じ		6,032 千円	317 千円
通勤手当	(1)通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位期間に係る運賃相当額 ※全額支給限度額(1月当たり) 48,500円 最高支給限度額(1月当たり) 56,500円 (2)通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給 片道の使用距離に応じ4,200円～37,500円 ※54km以上は4kmごとに2,800円を加算 (3)公署を異にする異動等に伴い通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、通勤のため特別急行列車等を利用しその特別料金等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位に係る特別料金等の相当額(高速自動車国道及び通勤用定期乗車券以外の乗車券による特別急行列車の利用は実績に基づく額)	同じ		8,151 千円	129 千円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員等に支給 30,000円+距離に応じた額 (70,000円以内)	同じ		1,080 千円	360 千円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 (給料+扶養手当)×8/100	同じ		4,803 千円	300 千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 [勤務1時間当たりの給与額]×25/100	同じ		0 千円	0 千円
宿日直手当	宿直又は日直の勤務に従事したときに支給 予算の範囲内で定める額	同じ		2,385 千円	50 千円
管理職員特別勤務手当	(1)管理職手当受給者が公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 12,000円以内 (2)管理職手当受給者が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間に勤務した場合に支給 勤務1回につき 6,000円以内	同じ		123 千円	62 千円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに支給 1日につき 6,620円以内	同じ		0 千円	0 千円

(2) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円 947,459	千円 158,717	千円 157,778	% 16.7	% 16.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 16	千円 65,064	千円 15,872	千円 28,474	千円 109,410	千円 6,838

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

(イ) 特記事項

期間	給料	管理職手当
平成16年4月1日～平成19年3月31日	—	約10%減率
平成19年4月1日～平成19年12月31日	—	10%減額
平成20年1月1日～平成23年3月31日	7%～10%減額	15%減額
平成23年4月1日～平成25年3月31日	1%～5%減額	
平成25年7月1日～平成26年3月31日	3%～10%減額	10%減額

(注) 平成25年12月期については、管理職員に係る期末・勤勉手当を5%減額。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
徳島県（工業用水道事業）	41.5 歳	336,876 円	537,850 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

## ウ 職員の手当の状況

### (ア) 期末手当・勤勉手当

徳島県（工業用水道事業）	徳島県
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,780 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,596 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (イ) 退職手当（令和5年4月1日現在）

徳島県（電気事業・工業用水道事業）	徳島県
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 17,987 千円 21,560 千円	1人当たり平均支給額 1,943 千円 21,739 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (ウ) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		1,118 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		70 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	1.7 %	16 人	1.7 %

(エ) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）	3,732 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	267 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	87.5 %		
手当の種類（手当数）	5		
手当の名称	支給対象	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する 支給単価
危険作業手当	総合管理推進センター等に勤務する職員が特に危険を伴うおそれのある特殊な作業に従事したとき	0 千円	1時間 100円～170円
交替勤務手当	総合管理推進センターに勤務する職員が交替勤務に従事したとき	3,067 千円	超過勤務手当相当額× (10/100～30/100)
発電給水業務手当	(1)電気事業及び工業用水道事業に係る業務に従事したとき (2)総合管理推進センターに勤務する技術系職員が電気事業及び工業用水道事業に係る業務に従事したとき	664 千円	(1)日額 650円 (2)日額 750円
用地取得等交渉業務手当	職員が土地の取得等に関し権利者と直接接して行う交渉業務に従事したとき	1 千円	日額 750円
特殊自動車等運転作業手当	職員が傾斜地、不整地等において道路運送車両法施行規則別表第一に掲げる大型特殊自動車又は小型特殊自動車の運転作業に従事したとき	0 千円	日額 300円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	7,105 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	508 千円
支給実績（令和3年度決算）	7,544 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	539 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。



## (カ) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ		1,838 千円	919 千円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に支給 月額2,500円	同じ		0 千円	0 千円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子 10,000円 ※満16歳年度初め～満22歳年度末にある子がいる場合は、子1人につき5,000円を加算 (2)子以外 6,500円 ※行政職給料表8級職員等は3,500円 ※行政職給料表9級職員等は支給なし	同じ		1,938 千円	388 千円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ①家賃25,000円以下 家賃額-14,000円 ②家賃25,000円超～59,000円未満 (家賃額-25,000円)×1/2+11,000円 ③家賃59,000円以上 28,000円 (2)単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (1)の手当額の1/2	同じ		324 千円	324 千円
通勤手当	(1)通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位期間に係る運賃相当額 ※全額支給限度額(1月当たり) 48,500円 最高支給限度額(1月当たり) 56,500円 (2)通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給 片道の使用距離に応じ4,200円～37,500円 ※54km以上は4kmごとに2,800円を加算 (3)公署を異にする異動等に伴い通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、通勤のため特別急行列車等を利用しその特別料金等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位に係る特別料金等の相当額(高速自動車国道及び通勤用定期乗車券以外の乗車券による特別急行列車の利用は実績に基づく額)	同じ		2,608 千円	201 千円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員等に支給 30,000円+距離に応じた額 (70,000円以内)	同じ		0 千円	0 千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 [勤務1時間当たりの給与額]×25/100	同じ		0 千円	0 千円
管理職員特別勤務手当	(1)管理職手当受給者が公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 12,000円以内 (2)管理職手当受給者が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間に勤務した場合に支給 勤務1回につき 6,000円以内	同じ		4 千円	4 千円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに支給 1日につき 6,620円以内	同じ		0 千円	0 千円

### (3) 病院事業

#### ア 職員給与費の状況

##### (ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円 27,142,855	千円 1,494,310	千円 11,201,238	% 41.3	% 47.2

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B	
令和4年度	人 1,135	千円 4,274,218	千円 2,651,702	千円 1,782,341	千円 8,708,261 7,672

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

##### (イ) 特記事項

期間	給料	管理職手当
平成16年4月1日～平成19年3月31日	—	約10%減率
平成19年4月1日～平成19年12月31日	—	10%減額
平成20年1月1日～平成23年3月31日	7%～10%減額（医師を除く）	15%減額 （医師については10%減額）
平成23年4月1日～平成25年3月31日	1%～5%減額（医師を除く）	
平成25年7月1日～平成26年3月31日	3%～10%減額（医師を除く）	10%減額

- (注) 平成25年12月期については、管理職員に係る期末・勤勉手当を5%減額。  
 （医師を除く）

#### イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

##### (ア) 医師

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
徳 島 県	43.6 歳	564,234 円	1,420,793 円

##### (イ) 看護師

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
徳 島 県	38.3 歳	329,577 円	541,964 円

##### (ウ) 事務

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
徳 島 県	39.0 歳	307,295 円	520,380 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

## ウ 職員の手当の状況

### (ア) 期末手当・勤勉手当

徳島県（病院事業）		徳 島 県	
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,532 千円		1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,596 千円	
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分		（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 23～25％		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (イ) 退職手当（令和5年4月1日現在）

徳島県（病院事業）			徳 島 県		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	1,771 千円	20,995 千円	1人当たり平均支給額	1,943 千円	21,739 千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (ウ) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		209,089 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		187 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	1.7 %	964 人	1.7 %
医師	16 %	152 人	16 %

## (エ) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)		457,799 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)		493 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度)		81.1 %	
手当の種類 (手当数)		7	
手当の名称	支給対象	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫等作業手当	(1) 感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の業務又は感染症の病原体に汚染された物件等の処理作業に従事したとき (2) 感染症の病原体に汚染されている区域における感染症の患者の診療、看護若しくは入院のための移送の業務又は感染症の病原体に汚染された物件等の処理作業に従事したとき	129 千円	(2)の患者の入院のための移送業務に従事した場合 日額 550円 ※このうち、心身に著しい負担を与える業務であって感染症の患者に接して行う者に従事した場合 日額1,100円 (1)(2)に掲げる作業又は業務に従事した場合(前号に掲げる場合を除く) 日額 310円 ※このうち、心身に著しい負担を与える業務であって感染症の患者又は感染症の疑いのある患者に接して行うものに従事した場合は、日額620円
	新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫等手当の特例 新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって次に掲げるものに従事したとき ①新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されている区域又はこれに準ずる区域における新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う診療、看護等若しくは入院のための移送の業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件の処理業務 ②①に掲げる業務に相当すると管理者が認める業務	97,907 千円	日額3,000円 ※このうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務等に従事した場合は、日額4,000円
放射線取扱手当	(1)月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が、100マイクロシーベルト以上であったことが、測定により認められた業務に従事したとき (2)放射線機器を使用して、エックス線等を人体に対して照射する作業を行う際に従事する診療又は介助若しくは介護の業務に従事したとき	3,245 千円	日額 350円
死体処理手当	病院に勤務する職員のうち医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員が死体解剖の補助作業に従事したとき	22 千円	1体 2,500円

医療等業務手当	<p>(1) 病院に勤務する助産師、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師等が、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)において行われる看護等の業務又は救命救急センターにおける救急医療等に関する業務に従事したとき</p> <p>(2) 病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、特に高度又は困難な看護業務に従事したとき</p> <p>(3) 病院に勤務する医師等が、正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき</p> <p>(4) 病院に勤務する医師等のうち管理者が定める職員が、救急患者に対処するために待機したとき</p> <p>(5) 病院に勤務する医師(管理者が定める職員に限る。)又は歯科医師が、県立病院又は公立の医療施設相互の間で行う診療の応援業務に従事したとき</p> <p>(6) 管理職手当の支給を受ける医師又は歯科医師が、正規の勤務時間外において、解剖、手術、救急医療又は容態が著しく悪化した患者の診療業務等に従事したとき</p> <p>(7) 病院に勤務する医師又は歯科医師(医師法第16条の2第1項の医師を除く。)が、宿日直勤務において、救急医療の業務に従事したとき</p> <p>(8) 病院に勤務する医師のうち管理者の定める職員が、県立病院又は公立の医療施設で分べん業務に従事したとき</p> <p>(9) 管理者が指定する専門看護師又は認定看護師として認定されている職員及びこれに準ずると管理者が認める資格を有する職員が、その専門性に関する業務、研究又は指導に従事したとき</p>	354,823 千円	<p>(1) I その勤務1回につき、次に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>① その勤務時間が深夜の全部を含む場合 7,300円</p> <p>② 深夜における勤務時間が4時間以上である場合(前号に掲げる場合を除く) 3,550円(月8回超のとき4,550円)</p> <p>③ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円(月8回超のとき4,100円)</p> <p>④ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円(月8回超のとき2,950円)</p> <p>II 深夜勤務の交替に伴う通勤を行う場合には次の額を支給</p> <p>通勤距離が片道5km未満 1回380円</p> <p>通勤距離が片道5km以上10km未満 1回760円</p> <p>通勤距離が片道10km以上 1回1,140円</p> <p>(2) 日額 350円</p> <p>(3) 勤務1回につき 1,620円</p> <p>(4) 待機1回につき</p> <p>① ②③以外の場合 810円</p> <p>② 待機時間が18時間を超える場合 1,220円</p> <p>③ 待機時間が5時間未満の場合 410円</p> <p>(5)</p> <p>① 勤務1回につき 13,000円 (当直勤務は7,000円)</p> <p>② 同一の二次保健医療圏内の場合には勤務1回につき 6,500円 (当直勤務は3,500円)</p> <p>(6) 1時間につき 3,800円</p> <p>(7) 勤務1回につき 18,600円以内(宿直勤務)</p> <p>勤務1回につき 13,500円以内(日直勤務)</p> <p>(8) 業務1回につき 10,000円</p> <p>(9) 日額 350円(専門看護師)</p> <p>日額 150円(上記以外の資格)</p>
有害物取扱手当	<p>(1) 有害物を使用して、健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査の作業に従事したとき</p> <p>(2) 病院の薬剤師が管理者が定める調剤業務に従事したとき</p>	337 千円	日額 310円
用地取得等交渉業務手当	土地の取得等に関し、権利者と直接接して行う交渉業務に従事したとき	0 千円	日額 750円
航空機搭乗業務手当	職員が航空機に搭乗し、救急医療業務に従事したとき	1,336 千円	搭乗1回につき 1,900円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	853,945 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	802 千円
支給実績（令和3年度決算）	835,759 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	819 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ		82,391 千円	1,017 千円
初任給調整手当	次の職に新たに採用された職員に対して、その額を超えない範囲内で1年を経過するごとにその額を減じて支給 ・医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額413,800円	異なる	医師等の専門性に関する資格等を有する職員のうち、職務にその資格が直接役立つと管理者が認めた場合の支給額	529,126 千円	3,414 千円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子 10,000円 ※満16歳年度初め～満22歳年度末にある子がいる場合は、子1人につき5,000円を加算 (2)子以外 6,500円 ※行政職給料表8級職員等は3,500円 ※行政職給料表9級職員等は支給なし	同じ		103,470 千円	239 千円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ①家賃25,000円以下 家賃額－14,000円 ②家賃25,000円超～59,000円未満 (家賃額－25,000円)×1/2+11,000円 ③家賃59,000円以上 28,000円 (2)単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (1)の手当額の1/2	同じ		85,610 千円	304 千円
通勤手当	(1)通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位期間に係る運賃相当額 ※全額支給限度額(1月当たり) 48,500円 最高支給限度額(1月当たり) 56,500円 (2)通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給 片道の使用距離に応じ4,200円～37,500円 ※54km以上は4kmごとに2,800円を加算 (3)公署を異にする異動等に伴い通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、通勤のため特別急行列車等を利用しその特別料金等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位に係る特別料金等の相当額(高速自動車国道及び通勤用定期乗車券以外の乗車券による特別急行列車の利用は実績に基づく額)	同じ		122,961 千円	153 千円

単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員等に支給 30,000円+距離に応じた額(70,000円以内)	同じ		7,620 千円	381 千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 [勤務1時間当たりの給与額]×25/100	同じ		81,897 千円	154 千円
宿日直手当	宿直又は日直の勤務に従事した場合に支給 ・次に掲げる宿直又は日直の勤務1回につきそれぞれ定める額(勤務時間が5時間未満の場合は、それぞれ定める額に50/100を乗じた額) ①入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の当直勤務 (7)主として救急患者に対処するための勤務の場合 33,000円(管理職手当の支給を受ける職員が行うものは40,000円) (イ)主として入院患者に対処するための勤務の場合 25,000円(管理職手当の支給を受ける職員が行うものは30,000円) ②救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の看護業務、医療技術業務又は事務を行うための宿直勤務又は日直勤務 6,100円 ③②以外の宿直勤務又は日直勤務 4,400円	同じ		180,205 千円	1,178 千円
管理職員特別勤務手当	(1)管理職手当受給者が公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 12,000円以内 (2)管理職手当受給者が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間に勤務した場合に支給 勤務1回につき 6,000円以内	同じ		5,099 千円	63 千円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに支給 1日につき 6,620円以内	同じ		0 千円	0 千円

## 第4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### 1 勤務時間の状況

#### (1) 知事部局等・教育委員会・公営企業の状況

職員の1週間の勤務時間は38時間45分であり、1日の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までである（公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員等を除く）。また、休憩時間は午後零時から午後1時までである。

なお、令和3年度からは、「長時間労働の是正」と「ワークライフバランスの確立」をより一層推進するため、「多様な勤務形態」を導入し、公務運営上支障が生じないことを前提として勤務形態を「全6形態」に拡充した。

#### (2) 警察本部の状況

職員の1週間の勤務時間は38時間45分であり、1日の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までである。また、休憩時間は午後零時から午後1時までである。

なお、職員の多様な働き方に対応しワークライフバランスの推進を目的として時差出勤（9パターン）を行っている。

### 2 休暇の状況

#### (1) 年次有給休暇

職員には、1年を通じて20日間の年次有給休暇が与えられる。当該年に与えられた年次有給休暇の日数のうち、その年に使用しなかった日数がある場合は、翌年に限りこの残日数を繰り越して使用することができる。

#### (2) 病気休暇

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇である。病気休暇が承認される期間は、公務又は通勤に起因する傷病の場合、その他の私傷病の場合等、病気の発生事由又は病気の種類により区分された期間の範囲内において、休養を要する程度に応じ、最小限度必要と認める日又は時間である。

#### (3) 特別休暇

特別休暇は、選挙権の行使、官公署の呼出しに応じる場合、出産その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則等で定める場合における休暇である。

#### (4) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合には、介護休暇が付与される。介護休暇については、その勤務しない1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額が減額される。



### 3 育児短時間勤務の状況

職員は、任命権者の承認を受けて、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子とその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次のいずれかの勤務の形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる。

なお、育児短時間勤務職員の給与は、1週間当たりの勤務時間数に応じた額となる。

号	週休日	勤務日・時間
1	土、日	月～金に3時間55分ずつ(計19時間35分勤務)
2	土、日	月～金に4時間55分ずつ(計24時間35分勤務)
3	土、日と月～金のうち2日	残り3日に7時間45分ずつ (計23時間15分勤務)
4	土、日と月～金のうち2日	残り3日のうち2日に7時間45分ずつ、 1日に3時間55分 (計19時間25分勤務)
5	19時間25分～24時間35分の範囲内で育休条例第12条に規定する勤務形態 (※交代制等勤務職員のみ対象)	

## 第5 職員の休業の状況

### 1 育児休業の状況

職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達するまで、育児休業をすることができる。育児休業をしている期間については、給与は支給されない。

また、任命権者は職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことを承認することができる。部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額が減額される。

## 【育児休業等の取得状況】

		令和4年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児短時間勤務取得者数	部分休業取得者数
知事部局等	男性	53	15	1	2
	女性	32	32	6	39
教育委員会	男性	127	16	1	1
	女性	183	183	21	32
警察本部	男性	97	10	0	0
	女性	14	14	0	2
公営企業	男性	26	8	1	0
	女性	44	43	4	8
計	男性	303	49	3	3
	女性	273	272	31	81
総合計		576	321	34	84

※取得者数は、令和4年度に新たに育児休業、部分休業又は育児短時間勤務を取得した職員数

### 2 自己啓発休業の状況

職員は、任命権者の承認を受けて、大学等課程の履修又は国際貢献活動等に参加するための休業をすることができる。自己啓発休業をしている期間については、給与は支給されない。

### 3 配偶者同行休業の状況

職員は、任命権者の承認を受けて、外国での勤務等により外国で生活する配偶者と生活を共にするための休業をすることができる。配偶者同行休業をしている期間については、給与は支給されない。

### 4 修学部分休業の状況

職員は、任命権者の承認を受けて、大学等の教育施設における修学するための休業をすることができる。修学部分休業をしている期間については、給与は支給されない。

### 5 高齢者部分休業の状況

職員は、任命権者の承認を受けて、55歳以降に1週間の勤務時間の一部を休業することができる。高齢者部分休業をしている期間については、給与は支給されない。

## 第6 職員の分限及び懲戒処分状況

### 1 分限の状況

職員がその職責を十分に果たすことを期待できない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職、降任、降給である。

### 2 懲戒の状況

職員の義務違反に対し地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持する目的で、職員にその道義的責任を負わせる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給、戒告である。

(令和4年度分限及び懲戒処分件数)

区 分	分 限	懲 戒
知 事 部 局 等	110	2
教 育 委 員 会	122	5
警 察 本 部	4	3
公 営 企 業	40	3
計	276	13

## 第7 職員のサービスの状況

### 1 職務専念義務の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがあつて例外が認められる場合のほかは、その勤務時間中は、職務上の注意力のすべてを自己の職責遂行のために用い、自己が勤務する地方公共団体がなすべき責めを有する職務にのみ従事しなければならない。職務専念義務の例外として認められている場合に、法律に定めがある場合(休職等)、条例に定めがある場合(研修を受ける場合等)等がある。

### 2 営利企業等の従事制限の状況

職員は、公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務に専念しなければならないことから、勤務時間の内外を問わず、原則として営利企業等を営むことは許されない。但し、任命権者が、許可の基準(職務の遂行に支障がないこと、その職員の職との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと、法の精神に反しないこと)と照らしてさしつかえないと認めて許可を与えた場合に限り認められる。

## 第8 職員の退職管理の状況

令和4年度に徳島県を退職した者のうち徳島県全体で、再任用職員や非常勤職員等として再度徳島県に就職した者、行政連携団体等の県の関係団体に再就職した者及びその他民間等に再就職した者を合わせて298名が再就職している。

区 分	県	県の関係団体	その他	合計
知 事 部 局 等	56	17	8	81
教 育 委 員 会	140	0	24	164
警 察 本 部	24	6	12	42
公 営 企 業	7	0	4	11
計	227	23	48	298

(注) 「知事部局等」とは、知事部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び徳島海区漁業調整委員会事務局である。「公営企業」とは、企業局、病院局である。

## 第9 職員の研修の状況

### 1 知事部局等（公営企業含む）の状況

#### (1) 自治研修センター研修(令和4年度)

徳島県自治研修センターにおいて、次の区分により実施した。

##### ア 一般研修

職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能その他基礎的教養を一般的に習得させることを目的として行うものであり、階層別に行う「合同研修」として新規採用職員研修、係長研修等9研修を実施したほか、多様な選択課目の中から職務内容や適正に応じて研修課目を選択できる「単位研修」として、自治体DX推進講座、SDGs講座等24研修を実施した。

##### イ 特別研修

職員がその職務を遂行するために必要な専門的な知識又は技能を習得させること及び職員の一般的な教養を高めることを目的として行うものであり、会計・契約実務研修、人権啓発推進講座等4研修を実施した。

区 分	実施回数	受講延日数(日)	受講人員(人)
一般研修	38	70	1,728
合同研修	9	40	1,093
単位研修	29	30	635
特別研修	4	4	575

#### (2) 派遣研修(令和4年度)

職員を、一定期間、国や他県、大学等の教育研究機関などに派遣して必要な知識及び技能等を習得させることを目的として行うものであり、財務省、外務省や四国の他県、団体などの36機関に51名を、また、自治大学校をはじめとした各種教育研究機関等に58名を派遣した。

また、企業局においては、国機関に1名を、病院局においては、教育研究機関等に2名を派遣した。

### 2 教育委員会の状況

自治研修センター研修のほか、次のとおり研修を実施した。

#### (1) 総合教育センター等研修(令和4年度)

徳島県立総合教育センター等において、次の区分により実施した。

##### ア 基本・職務研修

教育者としての使命の自覚と責任感の高揚を図るとともに、資質及び指導力の向上を図ることを目的として、教職員の経験年数及び職務別に行うものであり、フレッシュ研修、ミドルリーダー研修、学校リーダー研修等53講座を6,809名に対して実施した。

##### イ 特別・推薦研修

教育委員会や学校からの推薦を受けて実施するもので、リーダーシップ養成研修、教育課程研究集会等25講座を4,108名に対して実施した。

### ウ 希望研修

今日的な教育課題や教科指導、情報教育に関して受講者の希望により受講できるもので、学校カウンセリングゼミナール、楽しい食育研修講座、各教科、情報教育研修等 8 講座を 909 名に対して実施した。

### (2) 派遣研修(令和 4 年度)

教員を、一定期間、大学、研究所等の教育研究機関、児童福祉施設や社会教育施設、民間企業などに派遣して、幅広い視野に立った識見の獲得、実践的指導能力の向上、さらに他の教員への効果の波及を図ることを目的として行うものであり、鳴門教育大学大学院に 50 名、研究所等の教育研究機関に 24 名、児童福祉施設等に 10 名、民間企業に 1 名、合計 85 名を派遣し研修を実施させた。

## 3 警察本部の状況

### (1) 徳島県警察学校 (令和 4 年度)

徳島県警察学校において、次の区分により実施した。

#### ア 階級別の研修

職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能その他基礎的教養を一般的に習得させることを目的として階級別に行うものであり、初任科、初任補修科、警部補任用科等 7 研修を 127 名に対して実施した。

#### イ その他の研修

職員がその職務を遂行するために必要な専門的知識又は技能を習得させること及び職員の一般的な教養を高めることを目的として行うものであり、部門別任用科、専科等 29 研修を 273 名に対して実施した。

### (2) 派遣研修(令和 4 年度)

職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、職員を一定期間、警察大学校や中国四国管区警察学校をはじめとした各管区警察学校等 7 機関に 190 名を派遣し研修を実施した。

区 分	実施回数	受講延日数(日)	受講人員(人)
階級別の研修	7	670	127
その他の研修	29	280	273
派遣研修	108	2,432	190

## 第10 職員の福祉の状況

### 1 安全衛生管理体制の状況（令和4年度）

労働安全衛生法等に基づき、職員の安全衛生管理組織の確立、健康管理の徹底及び快適な職場環境の形成を図るため、次の安全衛生管理体制を整えた。

区 分	委員会名	設置数
知事部局等	総括安全衛生委員会	1
	衛生委員会	10
	安全衛生委員会	5
教育委員会	総括安全衛生委員会	1
	衛生委員会	31
警察本部	安全衛生委員会	15
公 営 企 業	総括安全衛生委員会	2
	衛生委員会	3
	安全衛生委員会	1

### 2 健康診断事業の状況（令和4年度）

労働安全衛生法等に基づき、職員の疾病予防、健康障害の早期発見を図るため、定期健康診断及びその他の健康診断を実施した。

区 分	主 な 実 施 事 業	定期健康診断受診率 (人間ドックによるものを含む)
知事部局等・ 公営企業	定期健康診断、各種がん検診、骨粗しょう症検診、 特定業務従事者健康診断、人間ドック、歯科健診、 ストレスチェック等	89.1%
教育委員会	定期健康診断、特定業務従事者健康診断、人間ドック、 各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳）、 ストレスチェック	95.2%
警察本部	定期健康診断、特定業務従事者健康診断、人間ドック等	100.0%

### 3 健康推進事業の状況（令和4年度）

区 分	主 な 実 施 事 業
知事部局等・ 公営企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康相談（定期健康診断等事後指導 651 件、健康相談等 156 件）</li> <li>○メンタルヘルス事業（こころリフレッシュ相談、嘱託医によるメンタルヘルス相談、職場復帰支援制度、メンタルヘルスセルフチェックシステム、メンタルヘルス研修（一般、実務者、管理職）、徳島県職員気軽になんでも相談）</li> <li>○健康管理啓発事業（過重労働者及び高ストレス者に対する医師面接指導、予防接種事業）</li> <li>○受動喫煙防止対策支援事業及び禁煙サポート事業</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康相談（定期健康診断事後指導 8 件、定期健康相談 18 件）</li> <li>○メンタルヘルス事業（教職員相談事業（メンタルヘルスカウンセリング・メンタルヘルス出前講座）、メンタルヘルス管理者支援講座、教職員職場復帰支援事業、教職員復帰審査会）</li> <li>○健康管理啓発事業（長時間労働者及び高ストレス者に対する医師面接指導）</li> </ul>
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康相談（定期健康診断事後指導 53 件、定期健康相談 118 件）</li> <li>○メンタルヘルス事業（ストレスチェック、メンタルヘルス相談事業、メンタルヘルス教養）</li> <li>○健康管理啓発事業（巡回健康相談における減酒・禁煙支援、アルコール体質検査事業、部内機関誌へ啓発記事掲載）</li> </ul>

### 4 互助会制度の状況

徳島県職員互助団体に関する条例のほか、徳島県職員互助会、一般財団法人徳島県教職員互助組合及び徳島県警察職員互助会の諸規程に基づき、福利厚生事業を実施した。

なお、平成18年度から、各職員互助会への県費補助金は、廃止するとともに、各種事業の抜本的な見直しを行った。

#### (1) 会員数（令和5年4月1日現在）

区 分	互 助 会 名	会 員 数
知事部局等・公営企業	徳島県職員互助会	4,760 人
教育委員会	(一財)徳島県教職員互助組合	8,041 人
警察本部	徳島県警察職員互助会	1,927 人

## (2) 財源

区 分		会員掛金
知事部局等 ・ 公 営 企 業	令和4年度決算額	107,180,459 円
	令和5年度予算額	109,335,000 円
教育委員会	令和4年度決算額	186,272,739 円
	令和5年度予算額	188,392,680 円
警 察 本 部	令和4年度決算額	43,166,748 円
	令和5年度予算額	43,843,000 円

## 5 公務災害の状況

地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金徳島県支部が補償事務を実施した。

## 公務災害等の認定状況（令和4年度）

区 分	認 定 件 数 (件)		
	公務災害	通勤災害	計
知 事 部 局 等	15	6	21
教 育 委 員 会	30	2	32
警 察 本 部	28	1	29
公 営 企 業	25	2	27
計	98	11	109



## 第11 職員の利益の保護の状況

### 1 知事部局等・教育委員会・警察本部の状況

#### (1) 勤務条件に関する措置の要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

#### (2) 不利益処分に関する審査請求

懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対して審査請求をすることができる。

### 2 公営企業の状況

職員の苦情等を迅速、適正に解決するために公営企業と労働組合は、苦情処理共同調整会議を設けており、申立書が提出されたときは、会議において事実審理を行うこととされている。労働関係の紛争については、労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁の制度が適用される。

## 第1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の採用及び昇任等は、採用試験、昇任試験、選考等による能力の実証に基づいて行うこととなっており、令和4年度におけるこれらの実施状況は次のとおりである。

### 1 採用試験

#### (1) 大学卒業程度

大学卒業程度の学力を有する者を対象にした試験であり、19試験区分について実施した。

#### (2) 短期大学卒業程度

短期大学卒業程度の学力を有する者を対象にした試験であり、1試験区分について実施した。

#### (3) 高等学校卒業程度

高等学校卒業程度の学力を有する者を対象にした試験であり、7試験区分について実施した。

#### (4) 民間企業等職務経験者

徳島県外に本社・本庁等の所在地を置く民間企業等における職務経験を、直近7年間において通算して5年以上有する者を対象にした試験であり、5試験区分について実施した。

#### (5) 就職氷河期世代

「就職氷河期世代」を対象とした試験であり、2試験区分について実施した。

#### (6) 警察官

大学卒業者及び大学卒業見込みの者を対象とした「警察官A（男性）」及び「警察官A（女性）」の2試験区分と、それ以外の者を対象とした「警察官B（男性）」及び「警察官B（女性）」の2試験区分の、計4試験区分について実施した。

それぞれの試験の受験資格、試験方法及び実施状況については、以下のとおりである。

受験資格

<p>大学卒業程度</p>	<p>行政事務 学校事務 警察事務 電気(設備) 機械 建築 総合土木業 農業(畜産) 林業 水産 薬剤師 管理栄養士 保健師 福祉 少年補導員</p>	<p>次のいずれかに該当する者 (1) 昭和61年4月2日から平成13年4月1までに生まれた者 なお、総合土木については、平成4年4月2日から平成13年4月1までに生まれた者 薬剤師については、昭和61年4月2日から平成11年4月1までに生まれた者 保健師については、昭和61年4月2日から平成14年4月1までに生まれた者 (2) 平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)</p>
	<p>◎ 薬剤師、管理栄養士、保健師及び福祉については、次の要件を満たしていること (1) 薬剤師については、薬剤師免許を有する者又は令和5年6月30日までに当該免許を取得する見込みの者 (2) 管理栄養士については、管理栄養士免許を有する者又は令和5年6月30日までに当該免許を取得する見込みの者 (3) 保健師については、保健師免許を有する者又は令和5年6月30日までに当該免許を取得する見込みの者 (4) 福祉については、児童福祉司、児童自立支援専門員及び社会福祉主事のいずれかの任用資格を有する者又は令和5年3月31日までに当該任用資格を取得する見込みのある者</p>	
<p>短期大学卒業程度</p>	<p>総合土木</p>	<p>平成10年4月2日から平成15年4月1までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)は、受験できない。</p>
<p>高等学校卒業程度</p>	<p>一般事務 学校事務 警察事務 電気 総合土木業 林業</p>	<p>(1) 平成13年4月2日から平成17年4月1までに生まれた者 ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)は、受験できない。 (2) 総合土木については、平成14年4月2日から平成17年4月1までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)は、受験できない。</p>
<p>民間企業等職務経験者</p>	<p>行政事務 行政事務(DX) 建築 総合土木業 保健師</p>	<p>次の(1)及び(2)に該当する者 (1) 昭和38年4月2日以降に生まれた者 (2) 徳島県外に本社・本庁等の所在地を置く民間企業等における職務経験を、直近7年間(平成27年8月1日から令和4年7月31日までの間)において通算して5年以上有する者  ◎ 建築及び保健師については、次の免許が必要 (1) 建築については、1級建築士又は2級建築士 (2) 保健師については、保健師免許</p>
<p>就職氷河期世代</p>	<p>行政事務 総合土木</p>	<p>次の(1)及び(2)に該当する者 (1) 昭和45年4月2日から昭和61年4月1までに生まれた者 (2) 令和4年7月31日時点において、「徳島県内に本社・本庁等の所在地を置く民間企業等において正規雇用労働者として雇用されてる者」以外の者</p>

警察官 A	平成4年4月2日以降に生まれた者であって、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
警察官 B	平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）は、受験できない。

### 試験方法

試験の種類	第1次試験			第2次試験
	種目	形式	時間	
大学卒業程度	教養試験	択一式	2時間30分	論文試験 口述試験 (個別面接) (プレゼンテーション) 適性検査
	専門試験	択一式	行政事務 2時間15分 その他 2時間	
短期大学卒業程度	教養試験	択一式	2時間30分	論文試験 口述試験 (個別面接) 適性検査
	専門試験	択一式	2時間	
高等学校卒業程度	教養試験	択一式	2時間	論文試験 口述試験 (個別面接) 適性検査
	専門試験	択一式	電気・総合土木 2時間	
		短答式	農業 2時間	
	短答式 記述式	林業 2時間		
民間企業等職務経験者	教養試験	択一式	2時間	論文試験 口述試験 (個別面接) (プレゼンテーション) 適性検査
	エントリーシート	—	—	
就職氷河期世代	教養試験	択一式	2時間	論文試験 口述試験 (個別面接) (プレゼンテーション) 適性検査
	エントリーシート	—	—	
警察官 A 警察官 B	教養試験	択一式	警 A 2時間30分	論文試験 口述試験 (個別面接) 適性検査 身体精密検査
			警 B 2時間	
	身体・体力検査	—	—	

実施状況

試験区分	採用 予定者数	申込者数 a	第1次試験				第2次試験		競争率 b/d	
			受験者数 b	受験率 b/a	合格者数 c	競争率 b/c	受験者数	最終合格者数 d		
大学 卒業程度	行政事務	56名程度	437	365	83.52%	114	3.20倍	109	80	4.56倍
	学校事務	3名程度	50	40	80.00%	12	3.33倍	10	8	5.00倍
	警察事務	7名程度	61	53	86.89%	21	2.52倍	21	18	2.94倍
	電気	1名程度	6	6	100.00%	3	2.00倍	3	2	3.00倍
	電気(設備)	1名程度	1	1	100.00%	1	1.00倍	1	0	—
	機械	1名程度	5	4	80.00%	2	2.00倍	2	2	2.00倍
	建築	2名程度	5	4	80.00%	2	2.00倍	2	2	2.00倍
	総合土木	20名程度	26	22	84.62%	17	1.29倍	16	15	1.47倍
	農業	18名程度	36	31	86.11%	23	1.35倍	21	21	1.48倍
	農業(畜産)	2名程度	5	3	60.00%	2	1.50倍	2	2	1.50倍
	林業	6名程度	4	4	100.00%	4	1.00倍	4	4	1.00倍
	水産	2名程度	7	6	85.71%	5	1.20倍	5	4	1.50倍
	薬剤師	10名程度	24	24	100.00%	18	1.33倍	16	14	1.71倍
	管理栄養士	2名程度	23	23	100.00%	6	3.83倍	6	4	5.75倍
	心理	3名程度	15	13	86.67%	6	2.17倍	6	5	2.60倍
	保健師	8名程度	30	28	93.33%	16	1.75倍	15	11	2.55倍
	化学	2名程度	18	13	72.22%	6	2.17倍	5	4	3.25倍
	福祉	10名程度	37	33	89.19%	18	1.83倍	16	14	2.36倍
	少年補導職員	2名程度	9	7	77.78%	4	1.75倍	4	4	1.75倍
計	156名程度	799	680	85.11%	280	2.43倍	264	214	3.18倍	
短大 卒業程度	総合土木	2名程度	3	3	100.00%	3	1.00倍	3	3	1.00倍
	計	2名程度	3	3	100.00%	3	1.00倍	3	3	1.00倍
高校 卒業程度	一般事務	4名程度	51	47	92.16%	10	4.70倍	9	6	7.83倍
	学校事務	1名程度	8	5	62.50%	5	1.00倍	5	3	1.67倍
	警察事務	6名程度	56	52	92.86%	19	2.74倍	18	15	3.47倍
	電気	1名程度	4	3	75.00%	2	1.50倍	2	2	1.50倍
	総合土木	4名程度	4	4	100.00%	2	2.00倍	2	2	2.00倍
	農業	1名程度	3	3	100.00%	1	3.00倍	1	1	3.00倍
	林業	2名程度	6	6	100.00%	6	1.00倍	6	6	1.00倍
	計	19名程度	132	120	90.91%	45	2.67倍	43	35	3.43倍
民間企業等 職務経験者	行政事務	20名程度	98	67	68.37%	50	1.34倍	47	30	2.23倍
	行政事務(DX)	3名程度	2	2	100.00%	1	2.00倍	1	1	2.00倍
	建築	1名程度	1	1	100.00%	1	1.00倍	1	1	1.00倍
	総合土木	3名程度	2	2	100.00%	2	1.00倍	2	2	1.00倍
	保健師	2名程度	3	1	33.33%	1	1.00倍	1	1	1.00倍
	計	29名程度	106	73	68.87%	55	1.33倍	52	35	2.09倍
就職氷河期 世代	行政事務	5名程度	112	74	66.07%	20	3.70倍	18	10	7.40倍
	総合土木	1名程度	5	3	60.00%	2	1.50倍	2	0	—
	計	6名程度	117	77	65.81%	22	3.50倍	20	10	7.70倍
総計	212名程度	1,157	953	82.37%	405	2.35倍	382	297	3.21倍	

試験区分	採用 予定者数	申込者数 a	第1次試験				第2次試験		競争率 b/d
			受験者数 b	受験率 b/a	合格者数 c	競争率 b/c	受験者数	最終合格者数 d	
警察官A(男性)	23名程度	192	118	61.46%	69	1.71倍	64	46	2.57倍
警察官A(女性)	9名程度	63	46	73.02%	27	1.70倍	20	20	2.30倍
警察官B(男性)	20名程度	169	96	56.80%	63	1.52倍	59	40	2.40倍
警察官B(女性)	9名程度	61	41	67.21%	32	1.28倍	29	23	1.78倍
計	61名程度	485	301	62.06%	191	1.58倍	172	129	2.33倍

区分	第1次試験	第1次試験 合格発表	第2次試験		最終 合格発表
			論文試験・適性検査	口述試験	
大学卒業程度	6月19日	6月30日	7月9日	7月14日～22日	7月28日
短大、高校卒業程度	9月25日	10月13日	10月21日	10月29日～31日、11月1日	11月10日
民間企業等職務経験者、就職氷河期世代	9月25日	10月13日	9月25日	10月29日、11月3日～5日	11月17日
警察官A	7月10日	7月21日	7月29日	8月3日～5日	8月18日
警察官B	10月16日	10月26日	11月4日	11月9日～11日	11月17日

## 2 昇任試験

警察官のうち、警部、警部補及び巡査部長の階級への昇任について、次のとおり実施した。

実施状況

(単位：人)

区 分			受験資格	方法	受付期間	試験日	申込者数	受験者数	合格者数
警部	一般昇任試験	1次	警部補在級4年以上	論文式筆記	9月1日 ～ 9月9日	10月3日	121	116	23
		2次		口述・術科		11月1日		29	
警部補	一般昇任試験	予備	巡査部長在級3年(大卒2年)以上	択一式筆記	4月1日 ～ 4月12日	4月26日	203 (24)	179	26
		1次	巡査部長在級3年(同上)以上で予備試験合格者及び免除者	論文式筆記		5月19日		52	
		2次		口述・術科		6月6日		36	
	専門昇任試験	予備	巡査部長在級7年以上	択一式筆記	4月1日 ～ 4月12日	4月26日	63 (5)	58	6
		1次	巡査部長在級7年以上で予備試験合格者及び免除者	論文式筆記		5月19日		15	
		2次		口述・術科		6月6日		10	
巡査部長	一般昇任試験	予備	巡査在級5年(大卒2年・短大卒3年)以上	択一式筆記	4月1日 ～ 4月12日	4月25日	323 (12)	308	35
		1次	巡査在級5年(同上)以上で予備試験合格者及び免除者	論文式筆記		5月18日		76	
		2次		口述・術科		6月3日		44	
	専門昇任試験	予備	巡査在級13年(大卒9年・短大卒11年)以上	択一式筆記	4月1日 ～ 4月12日	4月25日	72 (3)	68	7
		1次	巡査在級13年(同上)以上で予備試験合格者及び免除者	論文式筆記		5月18日		15	
		2次		口述・術科		6月3日		10	
合 計							782 (44)	予備 613	97
								1次 274	
								2次 129	

※申込欄の( )内数字は予備試験免除者で内数

### 3 選考

#### (1) 採用の選考

国又は他の地方公共団体に現に正式に任用されている者をもって補充しようとする職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職、職務の遂行能力についての順位の判定が困難な職等の採用について、次のとおり実施した。

実施状況

(単位：人)

区分	知事部局	病院局	教育委員会 事務局	警察本部	合計
部長級	2	0	0	0	2
課長級	4	3	7	1	15
課長補佐級	3	2	9	0	14
係長級	13	6	3	0	22
係員	141	86	1	1	229
合計	163	97	20	2	282

区分	警察本部
警視	5
警部	4
警部補	1
巡査部長	2
巡査	3
合計	15

#### (2) 障がい者を対象とした職員採用選考

障がい者の雇用の促進を図るため、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を対象として、選考考査を実施した。

実施状況

(単位：人)

区分	選考方法	受付期間	申込者数	選考日	受験者数	合格者数
一般事務 学校事務 警察事務	第1次選考 教養考査	8月4日 ～ 8月22日	36	10月23日	26	16
	第2次選考 論文考査 適性検査 口述考査(個別面接)			10月23日 11月24日	15	2

### 4 昇任の選考及び転任の承認

役付職等への昇任の選考、異種と認められる職への転任の承認について、次のとおり実施した。

実施状況

(単位：人)

区分	知事部局	病院局	教育委員会 事務局	計
部長級	0	0	1	1
課長級	0	0	4	4
課長補佐級	0	0	16	16
係長級	10	0	1	11
係員	1	0	0	1
合計	11	0	22	33

区分	警察本部
警視	10
警部	13
警部補	4
巡査部長	0
巡査	1
合計	28

## 第2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生制度その他の職員に関する制度について、調査研究を行い、議会及び知事に報告するとともに、給与制度については、毎年少なくとも1回給与決定上の諸条件の変化の状況を議会及び知事に報告し、必要に応じて勧告を行っている。

令和4年度は、10月12日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は、次のとおりである。

### 1 給与に関する事項について

#### (1) 月例給について

行政職給料表については、人事院勧告の内容や本県における公民較差を踏まえ検討した結果、初任給及び若年層の改定を行った人事院勧告に準じて引き上げることが適当である。

その他の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に引き上げることが適当である。

公民比較		公民較差	
民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差額 (A-B)	較差率(A-B)/B
363,872円	363,088円	784円	0.22%

#### (2) 期末手当・勤勉手当について

職員の年間平均支給月数と民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とすることが適当である。

支給月数の引上げ分は、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することが適当である。

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期	計
4年度	期末手当	1.20月(支給済み)	1.20月(改正なし)	2.40月
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	1.05月(現行0.95月)	2.00月
	計	2.15月	2.25月	4.40月
5年度以降	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
	勤勉手当	1.00月	1.00月	2.00月
	計	2.20月	2.20月	4.40月

#### (3) 改定の実施時期

令和4年4月1日から実施する。ただし、(2)のうち令和4年度分については、同年12月1日から実施し、令和5年度以降分については、令和5年4月1日から実施する。



## 2 人事行政に関する事項について

### (1) 勤務環境の整備

#### ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、公務能率の向上や職員の心身の健康確保の観点はもとより、人材確保の観点からも重要かつ喫緊の課題である。

本県では、平成31年4月から、超過勤務命令を行うことができる上限を設定するとともに、大規模災害等の業務（特例業務）で上限を超えて超過勤務を行わせた場合には、任命権者は、その要因の整理、分析及び検証を行うこととしている。

令和3年度は、知事部局で延べ1,216人に対して特例業務の承認を行っており、上限規制の導入以降、年々増加している。長時間労働が長期化・常態化し、過重労働が心身の健康に深刻な影響を与えることのないよう最大限配慮することはもとより、検証結果を人員配置等に効果的に活用するとともに、上限規制のより適切な運用に努める必要がある。

長時間労働の是正については、任命権者において、超過勤務縮減に係る取組目標を掲げ、業務の削減や合理化等の取組を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対応では、組織体制の強化や応援要員の弾力的な配置等により全庁を挙げた対策に取り組んでいる。

今後もお一層、組織全体として業務の合理化、効率化を進め、更なる業務見直しに向けて管理職員の意識改革に努めるとともに、業務量に応じた柔軟で適正な人員配置に取り組まれない。

管理職員にあっては、職員に超過勤務を命ずる権限を有する一方で、業務の遂行に伴う職員の心身の健康確保に対する安全配慮義務があることを認識するとともに、業務量の増加やデジタル化による働き方の変容を踏まえ、引き続き徹底した業務の精選・スリム化が求められていることを認識し、業務の抜本的な見直しについて、マネジメント能力を最大限発揮されたい。併せて、テレワークの活用や業務改善等により、計画的かつ効率的に職務を遂行する重要性について職員一人一人の意識改革に努めるとともに、「とくしまスマート県庁推進プラン」等に掲げた目標達成に向けて休暇等を取得しやすい職場環境を整備する必要がある。

本委員会としても、労働基準監督機関として必要な指導を行うとともに、任命権者を始めとする関係機関と連携しつつ、長時間労働の是正に向けた取組を支援していく。

#### イ 学校現場における教員の負担軽減

学校現場における教員の長時間労働の実態が指摘される中、本県教育委員会においては、「とくしまの学校における働き方改革プラン（第2期）」を策定し、学校における働き方改革の更なる推進に取り組んでいる。

第2期プランでは、タイムマネジメントの徹底、業務改善の更なる推進、外部人材の積極的活用及び部活動の適正化を4つの取組の柱として改革を推進するとともに、教員の働き方改革に対する保護者・地域への理解促進にも努めている。

また、令和3年度から部活動の地域移行に向けたモデル事業を実施しており、課題や効果を検証しつつ、地域の受け皿を整備していくことで学校や教員が担ってきた業務の役割分担を進めていくことも重要である。今後とも、多くの教員が働き方改革の効果を実感できるよう、第2期プランに定める取組をより強力で推進していく必要がある。

特に、校長等の管理職員は、教員の勤務状況を的確に把握し、業務の平準化や見直しに取り組むとともに、教員業務支援員等の支援スタッフが教員の負担軽減に必要な業務に効果的・効率的に従事できるよう、適切な組織マネジメントを行う必要がある。

#### ウ 職員の健康管理

職員の心身の健康は公務能率向上や活力ある組織づくりに不可欠であり、近年、民間企業においては健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する健康経営・健康投資が注目されている。公務職場においても、定年引上げに伴い、高齢層職員の割合が増加していくことを念頭に、職員の健康増進施策を推進していく必要がある。

長期病休者については、近年増加傾向にあり、そのうち精神疾患を原因とする者の割合が半数を超える状態にある。任命権者においては、メンタルヘルス対策として、精神疾患による病休者数増加の原因分析を行い、予防、早期発見・早期対応、復帰支援や再発防止までの取組を適切に実施するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を職場環境の改善に効果的に活用するなど、職場におけるストレス要因の軽減・除去に積極的に取り組まれない。

ハラスメント防止については、令和2年度、任命権者において「職員のハラスメントの防止等に関する要綱」等を定め、研修の充実や相談窓口の周知、所属長メッセージの発出等、防止のための対策を強化しているところであり、引き続きその根絶に向けた取組の実効性を高めていくことが重要である。

本委員会としても、職員からの苦情相談に適切に対応することで、職員の不満や不安の軽減、早期の解消、職場環境の改善につなげてまいりたい。

#### エ 仕事と生活の両立支援

「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正され、令和4年10月からは育児休業の取得回数制限が緩和された。併せて、関係条例・規則等の改正により、非常勤職員を含めて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための休暇・休業等の柔軟な取得が可能となった。これらの制度が職員に広く活用されるよう、制度を利用しやすい環境整備に努めることが重要である。

任命権者においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「特定事業主行動計画」の推進、「とくしま新しい働き方（スリーボス）宣言」の実施など、職員誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。今後とも、これまでの取組の成果と課題を検証し、両立支援制度の更なる活用・定着を図ることが求められる。

人事院においては、令和4年から学識経験者により構成する「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」を開催しており、中間報告において、フレックスタイム制及び休憩時間の柔軟化が提言されたほか、今後も勤務間インターバル確保の方策やテレワーク時の休憩時間など、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方について検討することとされている。

本県においても多様で柔軟な働き方を推進しており、国の研究会による検討の動向を注視するとともに、他の都道府県の取組等も参考にしながら、本県に適した勤務時間制度等の在り方について検討していく必要がある。

## (2) 多様で有為な人材の確保・育成

新型コロナ、人口減少、災害列島を始め、様々な課題を克服し、ポストコロナを見据えた新しい時代にタイムリーに対応していくためには、意欲を持って自ら課題に挑戦し、的確な判断と迅速な行動ができる、決断力や柔軟性を備えた人材を育成し、組織力を一段と強化していくことが求められている。

一方、若年労働力人口の減少、民間企業における採用活動の活発化・早期化、学生の就業意識の多様化等を背景に、近年、公務員の志望者数は全国的に減少傾向が続いている。

こうした中、本委員会では、採用試験の見直しとして、例えば、県外社会人枠の創設や、新たな職種における試験区分の追加などを適宜行うとともに、積極的な採用広報活動を行うなど、多様で有為な人材の確保に努めているところである。

令和4年度は、採用試験において、福祉職を創設し、採用広報活動では、Web説明会や、SNSによるタイムリーな情報発信に積極的に取り組むとともに、新たに県内高校生に対して、大学卒業後の就職先として、県職員を早い段階から意識付けてもらえるよう、出前講座を始めるなど活動の強化を図ったところであり、今後多くの受験者を確保できるよう、より効果的な方策を検討し、広報の充実に努める。

とりわけ、競争率が低い技術系職種においては、任命権者と連携した県内外のリクルート活動の強化等、様々な機会を通じて、なお一層受験者確保に努める必要がある。

人材育成については、任命権者において、時勢に応じた研修内容や受講しやすい方法を工夫するとともに、日々の業務を通じて行われる研修(OJT)等と併せ、職員が持てる能力を最大限に発揮できるよう能力開発に取り組んでいく必要がある。

障がいのある職員の配置に当たっては、本人のプライバシーに配慮した上で、周囲の職員に障がいの内容や必要な配慮について理解を得るとともに、障がいの特性に配慮した必要な措置を講ずることが重要であり、今後も、任命権者には、障がいの内容や程度に応じて能力を十分発揮できる人事管理と勤務環境の整備が求められる。

## (3) 女性職員の育成・登用

本県では、「特定事業主行動計画(第2期)」を令和2年度に策定し、女性職員の活躍の場や機会の拡大に向け、女性職員の登用や働き方に関する数値目標を掲げ、その育成・登用を積極的に推進しているところであり、一定の成果を上げている。

引き続き、女性職員が能力を十分に発揮し、意欲を持って働けるよう、キャリア形成が可能となる多様なポストへの配置を積極的に行うとともに、職場内の意識改革や協力体制づくりを強化し、長時間労働の是正やワークライフバランスの確立をする等、働きやすい環境を整備する必要がある。

## (4) 高齢層職員の能力・経験の活用

令和5年4月から、職員の定年が現行の60歳から段階的に引き上げられ、令和13年4月に65歳となるとともに、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制、60歳超職員の給料月額7割措置等も一括して導入される。

職員が新しい制度内容を十分理解した上で勤務の意思を決定できるよう、60歳以

降の任用、給与及び退職手当等について、事前の十分な情報提供を行うことが重要である。

また、定年引上げに伴い、60歳以降の職員の勤務形態が多様となることから、高齢層職員のモチベーションの保持等、様々な視点による人事面での配慮が求められる。

任命権者においては、高齢層職員の職務内容を十分に検討し、本人の希望にも沿いながら個々の適性や能力に応じた人事配置による組織の強化、役割の明確化等によるモチベーションの維持・向上に努めるとともに、職員全体の制度への理解を醸成するなど、全ての職員が働きやすい職場環境の整備に努められたい。

本委員会としても、任命権者と連携し、高齢層職員の適正な勤務条件が確保されるよう努めていく。

#### (5) 服務規律の確保

任命権者においては、職員一人一人の高い倫理意識の確立と服務規律の確保の徹底を図り、不祥事の未然防止に努め、県民の疑念を招くことがないように、不断の取組を行わなければならない。

管理職員にあっては、テレワーク等の多様な働き方が浸透する中において、公務能率やモチベーションの維持・向上、コミュニケーション機会の確保等に十分配慮するとともに、職員の特長や勤務状況を把握し、職員相互に意思疎通のできる風通しの良い職場づくりに取り組むことが求められる。

### 第3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員(※)は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるよう要求することができる。

この要求があったときにおいて、人事委員会は、審査を行い事案を判定し、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については権限を有する地方公共団体の機関に対し必要な勧告をしなければならないこととされている。

措置の要求は、令和4年度当初係属事案及び令和4年度内の要求事案ともに該当はなかった。

(※)「職員」には、人事委員会に対して公平委員会の事務処理を委託した地方公共団体の職員を含む。第4において同じ。

### 第4 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して審査請求ができる。

この審査請求を受理したときにおいて、人事委員会は、その事案の審査を行い、その処分の承認、修正又は取消しを行い、必要がある場合は、任命権者に対し職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないこととされている。

審査請求は、令和4年度当初係属事案及び令和4年度内の審査請求事案ともに該当はなかった。